

増補版

秋田県
特別支援教育
校内支援体制ガイドライン
(三訂版)

平成31年3月 秋田県教育委員会

発 刊 に 当 た っ て

このたび、平成27年3月に発行した「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）」の増補版を作成しました。三訂版は、園・校内支援体制の指針を示すとともに、実際の支援の要点として、「気付き・支え・引継ぎ」を柱に、各計画の作成方法や学習面及び行動面の効果的な指導、配慮等を含めて例示したものです。これまで、各校（園）や各種研修会で積極的に活用していただいておりますが、そのことにより、本県の特別支援教育が着実に推進されてきていることを実感しております。

一方で、課題もあると考えています。文部科学省が実施している特別支援教育体制整備状況等調査では、個別の支援計画・個別の指導計画の作成率は、校種によって差異が見られます。またこれらの計画に、障害のある子どもたちが教育を受ける場合に個別に必要とされる「合理的配慮」を明記することについては、まだ途上の段階にあると言えます。

新学習指導要領等においては、すべての校種において、これらの課題に関連する特別支援教育の改善の方向性が示されています。子どもたちの教育的ニーズが多様化する中、さらにニーズに応じた指導・支援を充実させていく必要があります。

そのためには、全教職員間で連携を図りながら組織的・継続的な対応を可能とする園・校内支援体制づくり、さらには、関係機関との連携や就学・進学先等との引継ぎの強化などによる切れ目ない支援体制の構築が不可欠です。

このような状況を踏まえ、本冊子では主に次の点を加筆・修正しました。

- 実効性ある園・校内支援体制の整備・充実のため、内容に「個別の支援計画及び個別の指導計画の作成・活用」「指導・支援の評価、改善」「就学・進学に関わる引継ぎと連携」「交流及び共同学習の推進」等を加えたこと
- 新学習指導要領等に関連した内容や実態把握表の例示など、指導・支援に生かせる具体的な内容を加えたこと

作成に当たっては、各校（園）における実際の好実践も参考にし、掲載しました。ガイドラインが様々な場面で活用され、さらなる園・校内支援体制の整備・充実への一助となり、ひいては全ての子どもたちの健やかな成長へとつながることを願っております。

平成31年3月

秋田県教育庁特別支援教育課長

目 次

発刊に当たって	1
I 特別支援教育の推進に係る指針	
・「園・校内支援体制」とは	4
・我が国の特別支援教育の動向	5
・秋田県の基本方向と特別支援教育体制の整備状況	6
・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン	8
・〈資料〉合理的配慮と基礎的環境整備	10
・〈資料〉多様な学びの場	12
II 各校（園）における特別支援教育の実際	
・特別支援教育に関する園・校内委員会	14
・特別支援教育の年間計画	15
・特別支援教育コーディネーター	18
・特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への指導・支援	
1 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の早期発見	21
2 実態把握の方法	22
3 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の障害特性と状態像	26
4 個別の支援計画	28
5 個別の指導計画	32
6 学習面の指導	36
7 行動面の指導	38
8 指導・支援の評価、改善	40
9 就学・進学に関わる引継ぎと連携	41
10 交流及び共同学習の推進	42
III 資料	
・就学等の手続	44
・援護制度	45
・関係機関（連絡先）	
1 特別支援学校	46
2 県の教育機関	46
3 特別支援教育地域センター等	47
4 通級指導教室	47
5 福祉機関	48
6 労働機関	48
・特別支援教育に関する情報を得られるWebサイト	49
・各校種の学習指導要領に見る特別な配慮を必要とする幼児児童生徒への指導	51
・（様式例）実態把握表	52
・（様式例）個別の支援計画	53
・（様式例）個別の指導計画	54
・（様式）SEN児童生徒チェックリスト	56
・（様式）園・校内支援体制の充実度点検シート	60
引用・参考文献	62



I 特別支援教育の推進に係る指針

「園・校内支援体制」とは

特別支援教育が平成19年4月に法制化され、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育が実施されることになりました。各校（園）においては、校長（園長）のリーダーシップにより、特別支援教育に関する組織的な支援体制の確立が求められています。

平成19年4月1日付け19文科初第125号通知「特別支援教育の推進について」において、学校経営を行う校長（園長）の責務及び特別支援教育を行うための体制の整備について、次のとおり示しています。

校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

ここで言う、「次に述べる体制の整備等」とは、次のことを指しています。

特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」^{*}の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

^{*}秋田県では、「個別の教育支援計画」を、関係部局・機関との連携の強化と協働を推進する観点から「個別の支援計画」と表記しています。

園・校内支援体制の中核となるのは、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援方策の検討等を行うため、園・校内に設置される特別支援教育に関する園・校内委員会です。

特別支援教育コーディネーターは、校長（園長）の指名を受け、園・校内委員会や特別支援教育に関する研修の企画・運営や連絡・調整、支援に関わる関係機関や保護者との連携等を行います。

校長（園長）は、特別支援教育コーディネーターが活動しやすいよう校務分掌に位置付けるとともに、幼児児童生徒や保護者にも特別支援教育コーディネーターの氏名や役割を周知することが大切です。

我が国の特別支援教育の動向

特別支援教育に関する国内の主な動向は、次のとおりです。

- ・平成19年4月 学校教育法の一部改正
- ・平成19年9月 障害者の権利に関する条約に署名
- ・平成23年8月 障害者基本法の一部改正
- ・平成24年7月 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）中央教育審議会初等中等教育分科会
- ・平成25年6月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）成立
- ・平成25年8月 学校教育法施行令改正
- ・平成26年1月 障害者の権利に関する条約に批准
- ・平成28年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行

障害者の権利に関する条約に示された「共生社会の形成」に向けて「インクルーシブ教育システム」の推進が課題であり、その解決に向けて特別支援教育の充実が必要です。インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者とない者が共に学ぶことを目指す仕組みです。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

インクルーシブ教育システムでは、同じ場で共に学ぶことを追求しますが、それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが本質的な視点です。そのための環境整備として、その時点で子どもの教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場(p12参照)」を用意しておくことが必要です。

－ 障害者差別解消法とは －

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、施行されました。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」等を求めています。

現在、秋田県においても、「秋田県障害者差別解消条例(仮称)」の制定に向けた準備を進めています。

秋田県の基本方向と特別支援教育の体制整備状況

1 第三次秋田県特別支援教育総合整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・

本県では、平成29年12月に、第三次秋田県特別支援教育総合整備計画を策定しました。この計画に基づき、基本理念である障害のある幼児児童生徒の「自立と社会参加」の実現と目的である「インクルーシブ教育システムの理念に基づく共生社会の形成」に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うという特別支援教育を推進しています。

— 第三次秋田県特別支援教育総合整備計画の3つの柱 —

- I 特別支援教育推進のための体制整備
- II 幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実
- III 特別支援学校における教育の充実

2 本県における特別支援教育の体制整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 各校（園）における園・校内支援体制の整備状況（平成31年1月現在）

学校種	園・校内委員会の設置	園・校内における実態把握の実施	コーディネーターの指名	個別の支援計画の作成※1	個別の指導計画の作成※1	支援計画へ合理的配慮の記載	関係機関との情報共有※2	園・校内研修会の実施
公立認可・幼稚園	100%	100%	100%	81%	43%	56%	75%	68%
小学校等	100%	100%	100%	82%	96%	71%	87%	93%
中学校等	100%	99%	100%	87%	90%	78%	91%	90%
高等学校	100%	95%	100%	65%	79%	65%	81%	67%

※1 特別支援学級、通級指導教室を除く。
 ※2 個別の支援計画の作成に係る情報共有を指す。

(2) 本県における特別支援教育支援員の配置、通級指導教室等の整備状況（平成30年度）

公立幼稚園・認定こども園の特別支援教育支援員	34名配置
公立小・中学校等の特別支援教育支援員	719名配置（小学校591名、中学校128名）
高等学校の学習支援サポーター	6名配置（県立高等学校6校）
通級指導教室	38校（48教室設置） 主に言語障害対象：15教室（小学校15教室） 主にLDなど対象：33教室（小学校21教室、中学校11教室、高等学校1教室）
特別支援学級	540学級設置 知的障害244、肢体不自由32、病弱・身体虚弱20、弱視6、難聴26、自閉症・情緒212

(3) 本県における各校(園)の特別支援教育の推進を支える体制 (平成30年度)

専 門 家 ・ 支 援 チ ー ム (窓 口 : 各 教 育 事 務 所)	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、医師、臨床心理士、児童心理司、特別支援教育アドバイザー、特別支援学校教員、指導主事等で構成 ・幼稚園・保育所・認定こども園、小・中・高等学校等を対象に、専門的意見の提供や巡回相談による助言等 ・実態把握と教育的判断、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成と評価に係る助言、ケース会議・教育相談での助言、園・校内支援体制整備の支援等
高 等 学 校 特 別 支 援 隊 (窓 口 : 比 内 ・ 栗 田 ・ 横 手 支 援 学 校)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育アドバイザー、教育専門監、特別支援学校教員、発達障害者支援センター職員、障害者就業・生活支援センター職員、ハローワーク職員、障害者職業センター職員等からニーズに応じてチームを編制 ・高等学校等を対象に、巡回相談及び支援の調整等
特 別 支 援 教 育 地 域 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育アドバイザーを配置 (一部、指導主事が兼務) ・教育相談、就学相談、諸検査の実施、助言等
教 育 専 門 監 (特 別 支 援 教 育)	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握と教育的判断、ケース及び園・校内支援体制への助言、研修会講師等
特 別 支 援 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種に応じた教材・教具の提供、実態把握、個別の指導計画の作成に係る情報提供等
総 合 教 育 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・研究及び研修に係る支援、助言 ・教育相談
発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援、就労支援、普及啓発及び研修

※この他、医療、保健、福祉、労働等の各関係機関等と連携し、助言や協力、サービスの提供や調整を受ける場合があります。 ※各関係機関の連絡先はp46~48に記載

関係機関等と連携して個別ケースの課題解決を図りながら、各校(園)における園・校内支援体制の整備・充実を図ることが大切です(図1)。

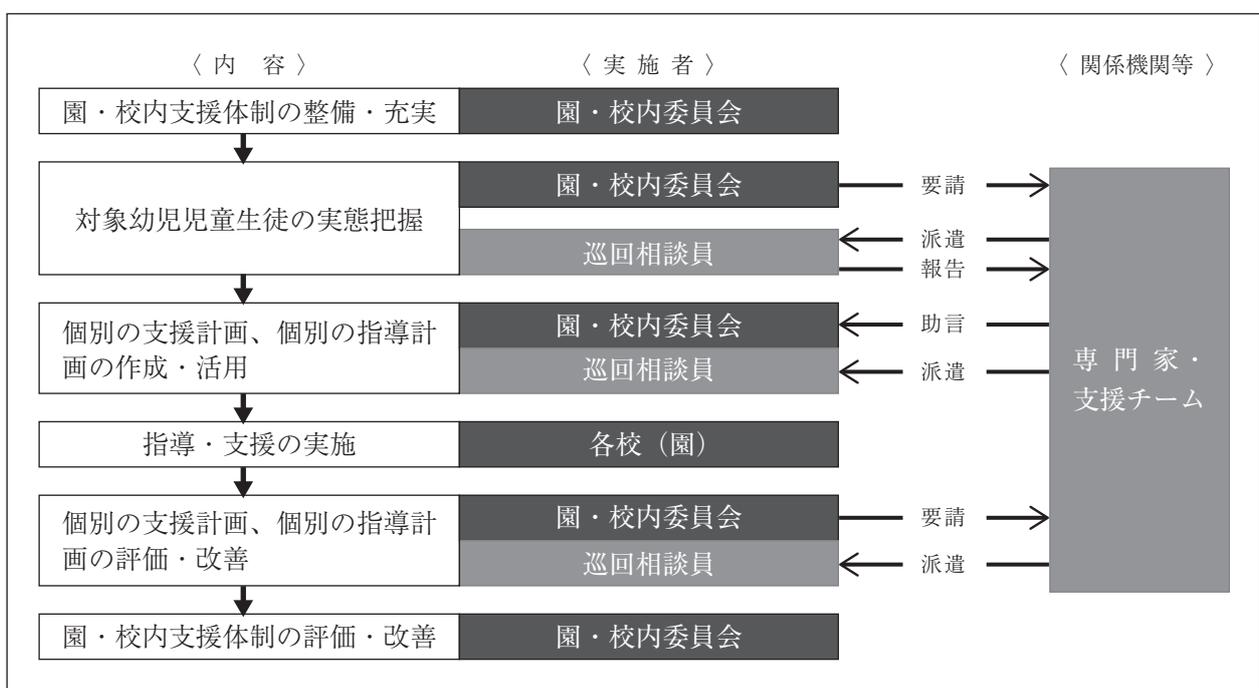


図1 個別ケースの解決を通じた園・校内支援体制の整備・充実(例)

秋 田 県

特別支援教育校内支援体制ガイドライン

指針 1 実効性のある園・校内支援体制の整備・充実

自校（園）の現状と活用できる教育資源を確認し、実効性のある体制を整備します。

- (1) 現在の園・校内外の教育資源等の把握及び園・校内支援体制の評価・確認
- (2) 園・校内委員会の設置と会議の開催
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名、校務分掌への明確な位置付け、周知
- (4) 特別支援教育に関する年間計画の作成・活用
- (5) 個別の支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

指針 2 計画に基づく指導・支援の実践

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への的確な指導・支援を実施します。

- (1) 園・校内委員会でのケース検討又は個別ケース会議^{*}の開催
- (2) 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の早期発見及び実態把握
- (3) 保護者や関係機関との連携と個別の支援計画に基づく支援の実践・評価・改善
- (4) 園・校内関係者との連携と個別の指導計画に基づく指導の実践・評価・改善
- (5) 就学や進学・転学・進級、就職に係る適切な引継ぎの実施

^{*} 学校（園）の規模や実情に応じて、園・校内委員会とは別に個別ケース会議を設ける場合があります。

指針 3 教職員の専門性の向上と共通理解の推進

自校（園）の教職員の理解推進や指導力の向上を図るために研修を推進します。

- (1) 全ての教職員に対する特別支援教育に関する研修会の実施（共通理解と専門性向上）

校内支援体制ガイドラインに基づく活動の流れ

特別支援教育に関する園・校内支援体制の整備・充実

- 1 現在の園・校外の教育資源等の把握及び園・校内支援体制の評価・確認
- 2 園・校内委員会の設置と会議の開催
- 3 特別支援教育コーディネーターの指名、校務分掌への明確な位置付け、周知
- 4 特別支援教育に関する年間計画の作成
 - (1) 園・校内委員会の計画
 - (2) 必要に応じて、個別ケース会議の計画
 - (3) 研修会の企画・外部研修会の申込み
- 5 個別の支援計画及び個別の指導計画の作成・活用



特別支援教育に関する活動の実践

園・校内委員会

- 1 対象幼児児童生徒の早期発見及び実態把握
- 2 園・校内委員会の開催
 - (1) 対象幼児児童生徒の共通理解
 - (2) 指導・支援方針の検討
 - (3) 研修計画の検討
 - (4) 指導・支援状況の評価と共通理解
 - (5) その他（特別支援学級及び通級指導教室の運営、特別支援教育支援員の配置等の検討）



個別ケース会議

- 1 対象幼児児童生徒の確認
(SEN児童生徒チェックリスト、引継資料、行動観察等)
- 2 実態把握
- 3 保護者面談
- 4 個別の支援計画の作成・活用
個別の指導計画の作成・活用
- ※指導・支援実施
- 5 評価・改善
各計画の改訂

保護者及び関係
機関との連携

必要に応じて、外部専門家等の活用

園・校内研修会

- 1 園・校内研修会の企画・実施
(特別支援教育セミナー等の活用)
- 2 外部研修会の報告会の実施



活動実践の評価及びその共有、引継ぎ

- 1 対象幼児児童生徒への指導・支援の評価（変容、効果的な指導・支援方法の共有等）
→保護者及び関係機関との評価の共有
- 2 特別支援教育に関する園・校内支援体制の評価
※園・校内支援体制の充実度点検シート（p60、p61）
- 3 進路先、関係機関との情報の共有、引継ぎ（個別の支援計画、個別の指導計画の見直し）

〈 資 料 〉

－ 合理的配慮と基礎的環境整備 －

合理的配慮は、障害者の権利に関する条約において提唱された新たな概念です。合理的配慮は、個別の支援計画を作成する中で、保護者と可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいとされています。

(1) 基礎的環境整備とは

基礎的環境整備は、国や県、市町村で行う教育環境の整備であり、合理的配慮の基礎となるものです（図2）。

その内容として、施設・設備の整備や専門性のある教員の配置、教材の確保等があげられます。

(2) 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある幼児児童生徒が教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものです（ただし、提供に当たり均衡を失したり、過度の負担を課したりしないものであるとされています）。

合理的配慮の検討は、学校の設置者及び学校と本人、保護者により、可能な限り合意形成を図りながら行います。また、その内容は、「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の3点から検討され個別の支援計画に明記されます。

合理的配慮決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直しができることを共通理解することが重要です。

合理的配慮の評価に当たっては、対象となる幼児児童生徒が十分な教育を受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要です。その際、個別の支援計画等に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが大切です（図3）。

進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するために、個別の支援計画等の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等による合理的配慮の引継ぎを確実に行うことが必要です。

なお、合理的配慮は条約や国内法で規定され、その否定は障害を理由とする差別に含まれることを理解することが重要です。

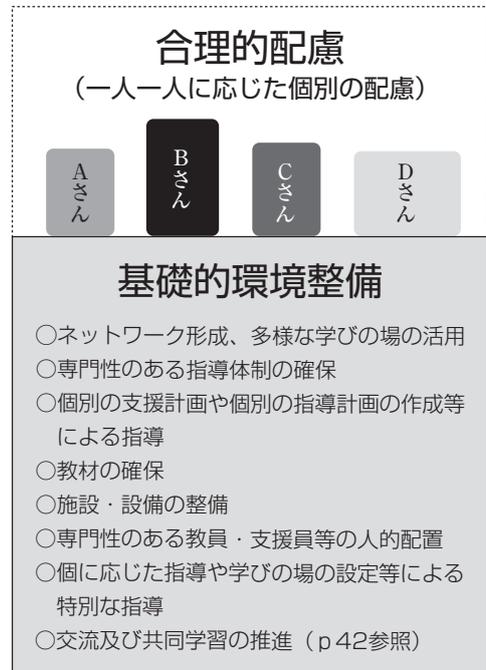


図2 基礎的環境整備と合理的配慮の構成

学校における合理的配慮の観点（3観点11項目）	
①	教育内容・方法
①-1-1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
①-1-2	学習内容の変更・調整
①-2-1	情報・コミュニケーション及び教材の配慮
①-2-2	学習機会や体験の確保
①-2-3	心理面・健康面の配慮
②	支援体制
②-1	専門性のある指導体制の整備
②-2	幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
②-3	災害時等の支援体制の整備
③	施設・設備
③-1	校内環境のバリアフリー化
③-2	発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
③-3	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

－ 合理的配慮の対象 －

- ・合理的配慮の対象者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。
- ・これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。
- ・したがって、法が対象とする障害者はいわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、難病に起因する障害は心身の機能の障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」文部科学省2016

(3) 合理的配慮の提供プロセス

幼児児童生徒や保護者から、合理的配慮の申請（意思の表明）があったときには、管理職や特別支援教育コーディネーターを交えて、園・校内委員会や個別ケース会議において速やかに対応を検討し、幼児児童生徒や保護者との相談を進め、合意形成を図るように努めます。学校における合理的配慮の提供プロセスは、概ね次の図のとおりになると考えられます。

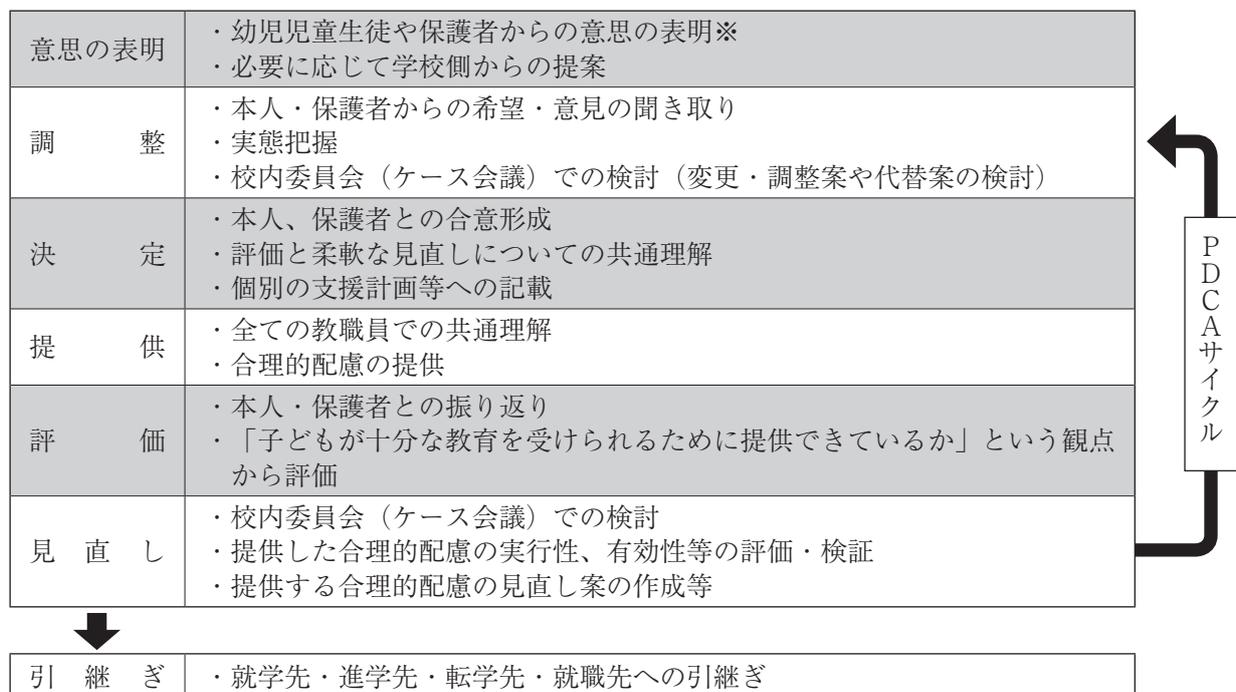


図3 合理的配慮の提供プロセス（例）

※意思の表明がない場合においても、合理的配慮を必要としていることが明らかなきときは、法の趣旨に鑑み、適切と思われる配慮を提案するなど、建設的な対話で働き掛けることが望ましいとされています。

【各教科における合理的配慮の例】

国語	文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用する。
社会	情報収集や考察、まとめの場面において、考える際の視点が定まらない場合には、見本を示したワークシートを作成する。
算数	文章を読み取り、数量の関係について式を用いて表すことが難しい場合には、数量の関係をイメージできるように、図式化する。
理科	自然の事物・現象を観察する活動において、時間をかけて観察をすることが難しい場合には、観察するポイントを示す。

〈 資 料 〉

－ 多様な学びの場 －

インクルーシブ教育システムにおいては、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように努めます。通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」において、一人一人の実態に即した効果的な指導を行います。

学びの場	特 色
通常の学級	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級において、学習上又は生活上の困難に応じた指導内容や方法の工夫を検討し、適切な指導を実施します。 ・一人一人を大切にできる学級経営のもとに、全ての子どもたちが落ち着いて過ごせる学習環境を整備します。ユニバーサルデザインの視点で指導方法を工夫するとともに、必要に応じて、障害等による困難を軽減するための個別の支援（合理的配慮）を行います。 ・必要に応じて特別支援教育支援員*による支援を実施します。学級担任は、個別の指導計画等に基づき、特別支援教育支援員による支援が効果的に行われるよう連携を図ることが大切です。
通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの授業を通常の学級で行いつつ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導である「自立活動（p35参照）」の指導を実施します。 ・通級による指導の成果を通常の学級で発揮し、よりよく生活し学習できるように、学級担任や教科担任等は通級指導教室担当者と連携を密にして、効果的な支援方法を共有し、日常の指導に生かすことが大切です。個別の支援計画や個別の指導計画を効果的に活用することが重要です。 ・秋田県においては、言語障害、LD等（学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症）を主たる対象とした教室が設置されています。
特別支援学級	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級には、比較的軽度の障害のある子どもたちを教育するために知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級があります。 ・特別支援学級においては「自立活動（p35参照）」の指導を行うとともに、小・中学校の学習指導要領に沿った教育を基本に、子どもの実態に応じた弾力的な教育課程を編成し、少人数による適切な指導を実施します。 ・通常の学級の子どもたちとの「交流及び共同学習（p42参照）」を、相互の密接な連携により効果的に行うことが大切です。
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、子どもの実態に応じた弾力的な教育課程によるきめ細やかな指導を実施します。 ・知的障害特別支援学校においては、知的障害に応じた教科が設定されていますが、実生活や卒業後の社会生活及び職業生活に必要な資質・能力を実践的・体験的に育むために、「生活単元学習」や「作業学習」などの、各教科等を合わせた指導（複数の教科等を合わせて指導する形態）で指導する場合があります。

※特別支援教育支援員は、学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行います。支援の方針や内容については、学級担任等が作成する個別の支援計画や個別の指導計画に基づき検討し、日常的に支援状況について関係者で共通理解を図りながら見直していくことが大切です。

[参考資料]

- ・学級担任と特別支援教育支援員の応援サポートブック（平成23年3月 秋田県総合教育センター）
- ・「特別支援教育支援員」を活用するために（平成19年 文部科学省特別支援教育課）

Ⅱ 各校(園)における特別支援教育の実際

特別支援教育に関する園・校内委員会

特別支援教育を各校（園）で、組織的、計画的に推進していくための組織が「園・校内委員会」です。

1 園・校内委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

平成19年4月1日付け19文科初等第125号「特別支援教育の推進について（通知）」（抜粋）

上記の通知において、校長（園長）は、特別支援教育実施の責任者として、特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮し、特別支援教育に関する整備とその組織的な機能発揮に向けた指導をするよう示されました。特別支援教育に学校組織全体として取り組むためには、校長が作成する学校経営方針の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考えや方針を示すことが必要です。

園・校内委員会の設置については、独立した委員会として新規に設置したり、既存の組織（生徒指導部会、学年部会、成績会議等）に同様の機能を付加したりする方法があります。それぞれ利点があり、各校（園）の実情を踏まえて設置します。大切なことは、各校（園）としての方針を決め、実効性のある指導・支援を実現する体制を構築することです。

各校（園）の規模や実情によっては、具体的な支援について「個別ケース会議（p19参照）」を別途設定して検討する方が、実効性が高まる場合があります。

2 園・校内委員会の役割と活動・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）特別支援教育体制に関する園・校内支援体制の整備・充実

- ① 園・校内支援体制及び外部機関の確認と活用検討
- ② 特別支援教育に関する年間計画の立案

（2）特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の早期発見と具体的な指導・支援の推進

- ① 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の把握と個々の実態把握
- ② 幼児児童生徒への指導・支援方策の検討及び評価・改善（ケース会議の実施）
 - ・「個別の支援計画」及び「個別の指導計画」の内容確認及び助言
 - ・保護者との共通理解と連携
- ③ 外部関係機関との連携
- ④ 就学や進学、就職等に係る関係機関との連携

（3）全教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

- ① 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への指導についての共通理解
- ② 園・校内研修の企画・実施

「園・校内支援体制の充実度点検シート」（p60、p61）を活用して、自校（園）の支援体制の状況を確認しましょう。

特別支援教育の年間計画

年間を通して園・校内支援体制を機能させ、特別支援教育に全校（園）体制で取り組むためには、特別支援教育の年間計画の作成は必須です。

1 年間計画作成の手順・・・・・・・・・・・・・・・・

- (1) 特別支援教育に係る活動内容を確認する。
- (2) 項目を起こして整理する。（取組例）
 - ① 支援体制の整備と共通理解
 - ・園・校内委員会の組織
 - ・特別支援教育コーディネーターの指名及び校内分掌への位置付け
 - ・職員会議、PTA、評価委員会等での周知・説明
 - ② 支援方法の整備（支援対象者への指導・支援）
 - ・個別の支援計画及び個別の指導計画等の作成・評価・見直し
 - ・保護者面談の実施
 - ③ 支援のための連携（関係機関との連絡調整）
 - ・ケース会議の開催
 - ・就学・進学等における適切な情報の引継ぎ（地域内での連絡協議会等）
 - ・活用できる園・校外内の教育資源等の確認
 - ④ 理解啓発の推進と専門性向上（研修、情報提供）
 - ・職員研修会の開催及び園・校外研修への参加計画
 - ・保護者学習会の実施
 - ・学校報、園だより、学級通信の配付
- (3) 年度始めの園・校内委員会で計画を確認・決定し具体的な期日を年間計画へ記載する。

2 年間計画作成時の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・

- (1) 既存の組織の活用等、学校（園）の実情を踏まえて計画を立てる。
- (2) 学習指導、生徒指導、進路指導等の計画と関連付ける。

3 年間計画の評価・改善・・・・・・・・・・・・・・・・

- (1) 園・校内委員会において、中間と年間の評価を行う機会を設ける。
- (2) 「園・校内支援体制の充実度点検シート」等を活用したり、外部の専門家等の助言を得たりして、客観的な視点から評価する。
- (3) 評価から見いだされた課題を解決するように具体策を園・校内委員会で検討し、次期計画へ明記する。

－ チームとして学校全体で行う特別な支援 －

平成27年12月21日に中央教育審議会が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方針について（答申）」によると、今後学校では、

- ・個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げること。
- ・生徒指導や特別支援教育等の充実を図るため、学校や教員が、心理や福祉等との専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備・強化すること。

が求められており、「チームとしての学校」の体制を整備することで、教育活動を充実していくことが期待されています。

特別支援教育は、かねてから教育上特別な支援を必要とする児童等に対して、学校全体で行う支援体制の構築を目指しており、今後、「チームとしての学校」の体制を整備するに当たっても、特別支援教育の視点を効果的に生かした学校経営が求められています。

※校内支援体制の実践については、「特別支援教育のための校内支援体制ケースブックー校内組織を活用したチームアプローチ」が参考になります。（秋田県総合教育センターのホームページよりダウンロードできます）

【小学校の例】特別支援教育の年間計画

月	校内委員会	個別ケース会議等	校内研修
4	1日 校内支援体制の確認 1日 校内委員会の組織 1日 コーディネーターの指名	3日 支援対象者の引継ぎ ・個別の支援計画の確認 ・個別の指導計画の確認 3日 特別支援教育支援員の配置 19日 新規支援対象者の確認 (SEN児童生徒チェックリスト等)	10日 各種研修会申込み ・特別支援教育セミナー ・特別支援学級スキルアップ授業研修 ・特別支援教育支援員配置校研修 ・特別支援教育コーディネーター研修会 25日 総合教育センター講座の申込み 26日 特別支援教育支援員研修会受講
	7日 第1回校内委員会 ・今年度の方針確認 ・ケース会議 (支援対象者選定、支援内容・方法の確認) ・研修計画の検討	15日 保護者面談 ・個別の支援計画の作成 (合理的配慮に関する合意形成) ・個別の指導計画の作成 指導・支援の実施	7日 特別支援教育支援員配置校研修 9日 特別支援教育支援員研修会の報告会
		指導・支援の実施	5日 新任特別支援教育コーディネーター研修会第I期受講
			8日 新任特別支援教育コーディネーター研修会第II期受講 16日 特別支援教育セミナー
8			19日 特別支援教育研修会（教育専門監派遣要請）
9	10日 第2回校内委員会 ・ケース会議 (支援の評価及び改善、支援対象者の選定) ・支援員との情報交換 ・年間計画の評価・改善	14日 保護者面談 ・個別の支援計画の評価・見直し（合理的配慮の中間評価） ・個別の指導計画の評価・見直し	8日 特別支援学級スキルアップ授業研修① 22日 特別支援学級スキルアップ授業研修②
10			
11			6日 新任特別支援教育コーディネーター研修会第III期受講
12			
1			
2		↓	
3	3日 第3回校内委員会 ・ケース会議 (支援の評価・改善、次年度支援対象者選定) ・年間計画の評価及び改善	7日 保護者面談 ・個別の支援計画及び個別の指導計画の評価・見直し ・引き継ぐ内容（資料）の確認	

外部機関との連携・活用等	
3日	活用できる外部機関等の確認と活用計画 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー ・通級指導教室 ・専門家・支援チーム ・教育専門監 ・特別支援学校のセンター的機能
1～10日	専門家・支援チーム巡回相談要請 ・教育的判断
1～10日	教育専門監派遣要請 ・個別の指導計画作成助言
17日	小・中連絡協議会
20日	〇〇小学校通級指導教室担当者との情報交換会
3日	進学・転学に係る教育相談の申込み（随時）
25日	〇〇小学校通級指導教室の参観
1日	交流及び共同学習実施（以降随時）
1日	教育相談の受入れ（以降随時）
19日	小・中連絡協議会（兼 生徒指導部会）
22日	幼・保・認定こども園との情報交換会
17日	専門家・支援チーム巡回相談要請 ・支援の評価と計画書改善への助言
12日	小・中連絡協議会、通級指導教室担当者との情報交換会（個別の支援計画及び個別の指導計画の活用による引継ぎ）
13日	幼・保・認定こども園との引継ぎ会議（就学支援シートの活用による引継ぎ）

体制確認等	
1	校内委員会名 〇〇〇委員会
2	校内委員会メンバー 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、学年主任、当該学級担任、通級指導担当教員、特別支援学級担任、養護教諭
3	コーディネーター職・氏名 教 頭 〇〇 〇〇 教 諭 〇〇 〇〇
4	特別支援教育支援員氏名 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
5	関係機関名・担当者等 〇〇教育事務所 指導主事・〇〇 〇〇 〇〇支援学校 特別支援教育アドバイザー 〇〇 〇〇 教育専門監 〇〇 〇〇 〇〇福祉課 家庭相談員 〇〇 〇〇
6	備 考

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、校長（園長）からの指名を受け、各校（園）における特別支援教育の推進のため、主に、園・校内委員会及び個別ケース会議、園・校内研修会の企画・運営、関係機関等との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担います。

1 特別支援教育コーディネーターの役割・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）園・校内における役割

- ・ 園・校内委員会の企画、連絡・調整、運営
- ・ 担任等への支援（担任等からの相談、個別ケース会議の企画・運営、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成に対する支援、進級・就学・進学時等の引継ぎの確認等）
- ・ 校内研修の企画・交渉・運営

（２）関係機関との連携調整などの役割

- ・ 関係機関等の情報収集・整理、校内への提供
- ・ 関係機関等へ相談する際の連絡・調整
- ・ 「専門家・支援チーム」「高等学校特別支援隊」や特別支援学校、医療、保健、福祉、労働機関等との連携

（３）保護者の相談窓口（学級担任の支援や役割分担による相談主担当として）

- ・ 保護者との信頼関係の構築
- ・ 保護者の心情に十分配慮し、必要に応じて、関係機関との連携による相談実施
- ・ 合理的配慮の提供に当たっての相談対応

2 守秘義務・倫理・・・・・・・・・・・・・・・・

学校（園）間や関係機関と連携する際に共有する情報は個人情報であり、本人や保護者の意向を確認するとともに、その取扱いには十分注意しなければいけません。提供・取得する情報については、事前に承諾を得ることが極めて重要です。

個人情報の取扱いは、慎重に行うことが必要ですが、幼児児童生徒の支援を行う上で必要な情報が引き継がれないということを避けるために、日頃から教職員や保護者と共通理解を図っておくことが大切です。

3 個別ケース会議の運営・・・・・・・・・・・・・・・・

個別ケース会議は、支援対象となる幼児児童生徒に対する具体的な指導や支援について、個別の支援計画及び個別の指導計画を基に検討したり、評価・改善を行ったりする会議です。学校（園）の規模や実情に応じて、園・校内委員会で同様の会議を行う場合もあります。

参加者全員が会議の目的と具体的な到達目標を理解して参加することが大切です。

個別の支援計画や個別の指導計画などに基づいて協議します。必要な資料等はできるだけ簡潔なものとし、事前に目を通すことができますようにします。

各担当が必要な指導や支援を協働で進めることができるように、会議の終わりには具体的な支援に向けた行動計画をまとめます。

（１）個別ケース会議の目的

個別ケース会議の目的は、園・校内委員会の判断により、支援対象となった個々の幼児児童生徒への指導及び支援方策を具体的に決定すること、また、その指導・支援の経過を踏まえて指導及び支援計画の評価・改善を行うことなどです。必要な時に必要なメンバーで開くことができるように園・校内体制を整えておくことが大切です。

個別ケース会議で話し合われた内容は、園・校内委員会などで報告し、管理職の承認を得るとともに関係者で共有することが重要です。

（２）個別ケース会議の内容

- ① 対象幼児児童生徒の実態把握に基づく個別の支援計画及び個別の指導計画を検討する。
- ② 設定期間内の個別の支援計画及び個別の指導計画の評価を次の観点で行う。
 - ・ 指導及び支援の実施状況
 - ・ 対象幼児児童生徒の変容
 - ・ 効果的な指導・支援方法
 - ・ 成果の発展・応用の可能性
 - ・ 今後の課題等
- ③ 次期の個別の支援計画及び個別の指導計画を立案する。

－ 個別ケース会議の進め方（一例）－

個別ケース会議は、参加者に負担が少なく参加しやすいように工夫することが望まれます。会議の進め方の一例として、事例提供者に参加者が質問することで、そのケースの背景や原因となる情報を収集し、問題を分析して、対策を考えていくという方法があります。例えば、実態把握表（p24～25）を用いて、表にある各項目を質問事項として進めます。

ケース会議を通して実態把握表を作成（実態把握を）しながら、課題に気づき、課題の分析を通して解決に向けた具体的な方策を検討することができます。書き込んだ情報を整理することで、個別の指導計画に記載する内容を見いだすことも可能です。

<個別ケース会議の進め方の手順（例）>

- ① 問題提起（学級担任等の主訴等）
- ② 事実関係や情報の収集
 - [留意点] ・参加者の質問のみでケースの全体を把握していく。同じ質問をしない。
 - ・事例提供者（学級担任等）はケースの関連情報を把握しておき、質問に答える。
- ③ 解決すべき問題点の明確化に向けた情報整理
- ④ 解決策の立案とその理由や根拠の整理
- ⑤ 振り返り（個別の指導計画に記載する内容を見立てる）

4 特別支援教育に関する研修・・・・・・・・・・・・・・・・

教職員の専門性向上により、学校（園）全体としての指導・支援の技術や実効性を高めます。特別支援教育コーディネーターが中心となり、年間を通して計画的に研修会を企画するとともに、一人一人の教職員が、日常的、主体的に研修を進めていくことが大切です。

（1）園・校内研修会の実施

① 必要とされる研修項目

- ・ 特別支援教育及び障害についての基礎知識
- ・ 幼児児童生徒の実態把握、効果的な指導や支援方法、指導や支援の評価について
- ・ 園・校内支援体制、個別の支援計画、個別の指導計画について等

② 研修の回数

- ・ 年2回程度実施すると効果的です。生徒指導に関する研修との関連を図ったり、出張報告会と併せたりするなど、実施方法を工夫して必要な研修時間が確保できるように配慮します。

③ 研修の方法

- ・ 講義・演習・・・外部講師（教育専門監、医療・福祉・労働の専門家等）の活用
- ・ 事例検討・・・全教職員による個別ケース会議の実施
- ・ 研修報告・・・外部研修の受講者からの報告等
- ・ 見学・・・先進校・園の見学
小グループによる事例検討会や障害疑似体験等の体験的な方法を取り入れて、主体的に取り組めるようにします。
研修の目的に合わせて方法を選んだり、組み合わせたりしながら短時間でも効果を上げるよう工夫することが望まれます。

（2）校外研修への積極的参加

県教育委員会、総合教育センター、各教育事務所、市町村教育委員会、特別支援学校等が開催する研修等に参加し、力量を高めていくことが大切です。

また、園・校内支援体制の充実のために、校外での研修の成果を自校（園）の教員に還元する機会を設けることも大切です。

秋田県教育委員会が実施する研修会（平成30年度実施分より抜粋）

研修会名称	対 象
特別支援教育セミナー	小・中等の特別支援学級、通級指導教室、通常の学級
特別支援学級スキルアップ授業研修	小・中等の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒学級）
新任特別支援教育コーディネーター研修会	幼保、小・中・高・特*の特別支援教育コーディネーター
特別支援教育支援員研修会	小・中等の特別支援教育支援員
特別支援教育かがやきミーティング	幼保、小・中・高・特*の教職員等
特別支援教育支援員配置校研修	特別支援教育支援員配置校
総合教育センターC講座	研修講座案内による

※特：特別支援学校を指す。

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への指導・支援

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒については、園・校内委員会で選定され、保護者の承諾を得た後、園・校内委員会又は個別ケース会議で指導及び支援方針を具体的に検討します。指導及び支援の実践は学級担任や教科担任等が中心となって行いますが、園・校内委員会や個別ケース会議のメンバーがチームとなって支援することが重要です。

1 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の早期発見・・・・・・・・

一人一人に適切な教育的支援を行う前提は、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に気付くことです。周囲に影響を及ぼす行動だけでなく、本人が困っている様子にも気付けるように、「視点」を定めて様子観察等を行う必要があります。

教職員の気付きをもとに、園・校内委員会や個別ケース会議へつなげることが大切です。

〔組織的、計画的に気付くための手立ての例〕

- ・年度当初にSEN児童生徒チェックリスト（p56～59）を新入生に実施する。
- ・チェックで気になる幼児児童生徒について、園・校内委員会のメンバーで観察する。
- ・園・校内委員会で支援の必要性を検討する。

※ SEN：Special educational Needsの頭文字をとった語。特別な教育的ニーズと訳される。

〔学級担任や教科担任、特別支援教育支援員等が日常の指導・支援の中で気付く例〕

（1）幼児児童生徒の困っている状況からの気付き

- ・いつもみんなから行動が遅れる。ぼんやりとしていることが多い。
- ・いくら練習をしても音読が上達しない。
- ・書字に必要な以上に時間がかかる。枠から文字がはみ出る。

（2）指導上の困難からの気付き

- ・授業中に集中力が持続せず、10分ほどで立ち歩き、指導してもすぐ離席する。
- ・授業中でも思いつくまま、関係のない話題を気にせずに話す。
- ・注意をするとすぐに怒り出したり、泣き叫ぶなどの興奮状態になったりする。

（3）保護者相談での気付き

- ・家庭学習に取り組ませることに苦勞する。
- ・整理整頓や学習の準備が一人でできない。

— 気付きから理解、支援へ —

つまずきや困難などの状況を理解し、それらの要因を探る際には、学習障害や注意欠陥多動性障害、自閉症等、様々な障害の特性を把握し、それらについての視点も加えて考えてみる必要があります。これにより幼児児童生徒を理解する視点が広がり、適切な対応につながることもあります。

その気付きを関係者で共有し、学校（園）全体での支援につなげることが大切です。管理職は、担任教師や教科担当、特別支援教育支援員が悩みを一人で抱え込まず、率直に話せる機会を設定するなどの園・校内の体制づくりに努めます。

なお、教員はつまずきや困難の把握は行いますが、障害の診断や判断はできないことに留意する必要があります。

2 実態把握の方法・・・・・・・・・・・・・・・・

実態把握の方法としては、観察法、面接法、検査法等の直接的な把握の方法や、保護者等から生育歴や家庭生活の状況等を聞いたり、心理的な立場、医学的な立場や支援を受けている福祉施設等から情報を得たりすることなどが考えられます。

実態把握に当たっては、生育歴や日常生活の実態、医学等の諸検査の経過と結果を基に、現在の障害の状態や特性、発達の程度等との関連から整理するとともに、発達の諸検査や行動評価表、行動観察によって現在の行動の状態を理解する必要があります。

このように、情報を整理・関連付けるとともに、実態や環境に応じた具体的な目標や指導・支援内容を見だし、個別の支援計画や個別の指導計画等へ反映することが大切です。

(1) 実態把握の方法

- ① 行動観察による把握
- ② 学習記録からの把握
- ③ 聞き取りによる把握
- ④ 心理検査等による把握
- ⑤ 各種資料による把握（各調査票、指導要録、指導記録、個別の支援計画等の引継ぎ資料等）

(2) 実態把握の内容（例）

- ① 主訴（本人・保護者の希望や要望等）
- ② 家庭状況（家族構成・家族状況）
- ③ 生育歴・教育歴・療育歴・相談歴
- ④ 身体の状態・医療情報・発達（含む諸検査）
- ⑤ 学習状況（学業成績、ノート、作文、作品等、運動能力、学習態度）
- ⑥ 行動・社会性
- ⑦ 言語・コミュニケーション
- ⑧ 基本的な生活習慣
- ⑨ 興味・関心
- ⑩ 園・校内支援体制、活用できる外部機関

(3) 実態を把握する際の留意点

- ① 本人や保護者の心情に十分配慮する。
- ② 複数で実態把握を行い多面的に理解する。
- ③ 苦手な面だけでなく得意な面やうまくいっている面、好きなことなども把握する。
- ④ 過去に得た情報と現在の状況を考え合わせ、必要な新しい情報を入手する。
- ⑤ 生育歴から、主な障害と二次的な障害を区別し、支援の優先度を付けるなどして計画に反映させる。

(4) 心理検査等の実施と活用

心理検査等は、幼児児童生徒の知能水準や認知特性を理解し、個々に適した学習内容や方法、具体的な支援につなげていくために実施します。実態把握においては、検査の結果と行動観察や聞き取り等による情報を合わせて、それらの情報の意味を考えたり、解釈したりしながら、総合的に幼児児童生徒の状態を捉えることが大切です。

- ① 検査の目的
 - ・ 幼児児童生徒の知能水準や認知特性を把握する。
 - ・ 検査結果を基につまずきの背景を理解する。
- ② 検査実施上の留意点
 - ・ 保護者の同意を得る。
 - ・ 可能な限り、検査の目的を幼児児童生徒へ伝える。
 - ・ 活用の目的、年齢及び能力等に応じた検査を選択する。
 - ・ 個人情報の取扱いに十分に注意する。
- ③ 検査結果の活用
 - ・ 適切な実態把握につなげるために、検査結果だけではなく行動観察や学習面、生活面の情報や環境、人間関係等の情報と合わせて総合的に把握し解釈する。
 - ・ 保護者、幼児児童生徒、関係者へ検査結果を報告する。
 - ・ 結果に基づき、個々に適した学習内容や方法、具体的な支援を検討し、個別の指導計画等へ反映させ、実践する。

療育・教育分野で活用される主な心理検査等（例）

検査の種類	検査名
発達に関する検査	・ 新版K式発達検査2001 ・ KIDS乳幼児発達スケール
社会性に関する検査	・ 新版S-M社会生活能力検査
個別式知能検査	・ 田中ビネー知能検査V ・ WISC-IV知能検査 ・ 日本版KABC-II
言語発達に関する検査	・ ITPA言語学習能力診断検査 ・ PVT-R絵画語い発達検査 ・ LCSA言語・コミュニケーション発達スケール
自閉症に関する検査	・ PEP-3自閉症・発達障害児教育診断検査（三訂版） ・ 精研式CLAC-II
読み書きに関する検査	・ MIM-PM ・ T式ひらがな音読支援の簡易アセスメント ・ スマイル・プラネット版 読み書きスキル簡易アセスメント ・ 読み書きスクリーニング検査（STRAW-R）
その他の検査	・ MEPA-Rムーブメント教育・療育プログラムアセスメント ・ フロスティック視知覚発達検査

（5）把握した情報の集約と活用

- ① 情報の収集と整理
 - ・ 必要な情報を選択し、整理して実態をまとめる。
 - ・ 困難さの状況や原因、うまくできる状況や要因などについて明らかにする。
- ② 情報の活用～「個別の支援計画」「個別の指導計画」の作成
 - ・ 困難さの状況や長所を含めた特性、支援方針等について職員間で共通理解をする。
 - ・ 困難やつまずきのある領域や課題、問題となる状況を特定するとともに、生かすことができる長所を明確にして、具体的な教育目標や指導内容及び方法を検討する。

知能指数（IQ）に加え、個人内差（※）に着目することで指導方針が明確になります。

※ 個人内差とは、個人の知的能力と学力との差、知的能力間の差、学力間の差を指します。

（6）実態把握表

的確な実態把握は、適切な指導や支援を検討する基盤となります。客観的な視点で実態把握を行うために視点を定めた「実態把握表」の活用が有効です。実態把握表は、個別の支援計画や個別の指導計画を作成する際の基本情報（フェイスシート）としても活用できます。

（様式例）作成日

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇年度 実態把握表（例）

【 〇〇〇立〇〇〇学校：記入者職・氏 名 】

ふりがな		性別		学年	〇年	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
氏名							
保護者氏名				連絡先			
				緊急連絡先			
住所							
障害 疾病名							
手帳の有無 (種類、種・級)							
各種検査等							
生育歴	※出産時の状況や病気・発達状況等						
教育歴							
相談歴							
家族の状況	氏名	続柄	職業・学年		備考		
	養育方針・養育状況						

現 在 の 実 態	
身体・医学面	
学 習 面	
生活・行動面	
社 会 性 対 人 関 係	
興 味 ・ 関 心	
生 活 習 慣	
校内支援体制 外 部 機 関	
本人の希望	
保護者の希望	

※特別支援学級における実態把握表については、「特別支援学級新担任の手引」（秋田県総合教育センター）を参照してください。

発達段階で見られる障害による学習上又は生活上の困難さの状態（例）

発達段階	状 態 像
乳 児 期	要求の発信が弱い、感覚が過敏又は鈍感、働き掛けへの反応が鈍い、等
初期幼児期	多動性、こだわり、言葉の獲得の遅れ、自律性の獲得の遅れ、等
後期幼児期	コミュニケーション能力の遅れ、ルール理解の遅れ、微細運動の遅れ、集団行動困難、文字に関心を示さない、絵が描けない、語音の聞き違い、等
児 童 期	読み書き・算数の学習の遅れ、注意集中が困難、衝動性、整理整頓が苦手、姿勢の崩れ、対人スキルの遅れ、不器用さ、運動が苦手、等
青 年 期	対人トラブル、独りよがりな言動、激しい思い込み、大人への過度の抵抗・非行、ノートが取れない、提出物が出せない、学力不振、不全感、自己肯定感の低下、等

3 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の障害特性と状態像・・・

幼児児童生徒を理解するためには、基礎知識としてそれぞれの障害特性を把握しておくことが大切です。しかし、その現れ方は一人一人異なることから、障害名のみにとらわれることなく、多面的に実態把握を行うようにします。

また、発達障害等があっても、幼児児童生徒の正しい理解とそれに合わせた適切な支援があれば、適応状態は改善します。学習面や生活面、対人面などの課題に対し、自ら解決に向け働き掛けられるような力を育むことが指導上の大きな目標です。

様々な障害がありますが、ここでは主に発達障害に分類されるものについて取り上げ、障害の説明と具体的な状態像を説明します。

● 学習障害（LD）※限局性学習症／限局性学習障害（SLD）

全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち、特定のものについて著しい困難を示す状態です。

字の形や大きさが整っていない／漢字の細かいところを間違う／板書を書き写すことが苦手（読み間違い）／聞き間違いや聞き漏らしが多い／計算に時間がかかる／図形問題や長文読解が不得手／手先が不器用、等

知的発達面に遅れはなく、指示を聞いて取り組むべき課題については理解することができます。しかし、実際に読んだり、書いたり、計算したりなどの学習が難しいために、失敗経験を多く積み重ねることがあります。また、「発表はよくできたのに簡単な文章が書けない」など、本人の努力不足が原因と見なされ、苦手なことを何度も練習させられたり、無理強いされたりすることにより、学習意欲が著しく低下することがあります。

● 注意欠陥多動性障害（ADHD）※注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び（又は）衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

不注意 長い時間、人の話が聞けない／忘れ物やなくし物が多い、等

衝動性 順番を守れず割り込む／ささいなことでカッとなる／他の人がしていることを遮ったり、邪魔したりする、等

多動性 落ち着きがない／ずっと話している／手近な物をいじる、等

故意に不適切な行動をとるのではなく、自分の気持ちや行動をコントロールできずに無意識にとった行動が、結果として問題になることがあります。不注意な誤り、早合点などが多く、よい結果につながりにくい傾向があります。また、抑えきれない多動や衝動的な行動は、自分勝手な振る舞いに見えたり、他者の妨害につながったりすることから、友達とのトラブルが多くなり、叱責されることも多くなります。その結果「自分はだめな人間である」と感じる等、自己評価が低下することもあります。

●自閉症 ※自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害（ASD）

他人との社会的関係の形成の困難さや、言語の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定なものにこだわるなどが特徴です。

社会性 友達関係を築けない／人の気持ちが読み取れない、等

コミュニケーション 言葉の言外の意味や皮肉を理解できない／抑揚がなかったり、丁寧すぎたりするなど独特な話し方をする、等

こだわり 限定された興味に熱中する／考え方や行動に融通性がない／大声や否定的な言動に拒否反応を示す、等

先の見通しがもてないことへの不安感が大きく、予想外の出来事が多い学校生活は本人にとって大きなストレスとなる場合があります。相手の気持ちを推し量ったり、場面状況を把握したりすることに困難さがあるため、周囲の幼児児童生徒と同じ行動がとれなかったり、わがままで自分勝手な行動ととられたりすることがあります。本人が納得しないまま、周囲からの叱責や失敗が積み重なると情緒的に不安定になり、パニックを起こすこともあります。

失敗から学ぶことが難しい傾向があるので、事前にスケジュールや終了の目安を視覚的に示したり、行動の規範を示したりしながら、成功経験を積めるよう配慮することが大切です。

※の障害名称は「DSM-5 病名・用語翻訳ガイドライン（初版）」参照

他、以下のような障害等もあります。

障害名等	状態
視覚障害	視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態がみられます。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等があります。
聴覚障害	身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態が見られます。
知的障害	一般に、同年齢の子どもと比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、日常生活や社会生活などについての適応能力も不十分な状態にあります。
肢体不自由	身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態が見られます。
病弱・身体虚弱	病弱も身体虚弱も、医学用語ではなく一般的な用語です。病弱とは心身の病気のため弱ってくる状態を言います。身体虚弱は、病気ではありませんが、身体の不調な状態が続く、病気になりやすいといった状態が見られます。
言語障害	発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズにできなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まないなどの状態が見られます。
情緒障害	状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活への適応が難しくなる状態が見られます。

また、以下のような状態の幼児児童生徒もいます。

●境界領域知能

知能指数（IQ）が概ね70から85の範囲にあり、知的障害と診断されない場合が多く、話す力や言葉の理解、形を認識する力や状況を理解する力などが年齢に比べて全般的に低い傾向にあります。

4 個別の支援計画

「個別の支援計画」は、保護者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等が幼児児童生徒の障害の状態等に関わる情報を共有化し、各機関の専門性を発揮しながら、生涯にわたって的確で一貫した支援を行うことを目的として作成されるものです。

「個別の支援計画」の作成・活用により、①障害のある子どもの教育的ニーズの把握、②支援内容の明確化、③関係者間の共通認識の醸成、④家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携強化、⑤定期的な見直し等による継続的な支援などの効果が期待できます。

また、「合理的配慮」について、個別の支援計画に明記し、引き継ぐことが重要です。

※秋田県では「個別の教育支援計画」を、関係部局・機関との連携の強化と協働を推進する観点から「個別の支援計画」と表記しています。

(様式例)

〇〇年度 **個別の支援計画** 【 〇〇〇立〇〇〇学校 】

氏名	〇〇 〇〇	性別	男	学年・組	〇年〇組	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
本人の希望や願い	※本人からの聞き取りが難しい場合は行動観察から気持ちを読み取ります。						
保護者の希望や願い	※保護者の積極的な参画を促し、保護者の意見を十分に聞き取ります。「合理的配慮」についても丁寧に合意形成を図り、「支援内容」の欄に明記します。						
教育的ニーズ	※本人や保護者の希望を踏まえ、必要となる教育的ニーズを明らかにします。 (例) 課題に取り組むためには、やるべきことが分かり集中できる環境が必要である。						

作成日	〇〇年〇〇月〇〇日 ()		作成者名	〇〇 〇〇 (所属名)			
評価日	〇〇年〇〇月〇〇日 ()						
支援目標	※評価日までに達成可能な具体的な目標を記載します。 場合によっては、支援者の行動目標を記載する場合があります。 (例：学習に長く集中できるための条件や効果的な環境設定を見いだす。)						
項目	支援内容		支援機関・担当者		評価		
教育	① 教示・指示、教材の提示は、注目を促してから行う。 <u>長文はまとまりや区切りが分かるように分ち書きをする(合理的配慮)。</u> ② 取り組む活動を理解しているか確認する。		① 学級担任 ② 特別支援教育支援員		① 文字で示し音読させることで、内容の理解につながる。(聴覚情報が有効) ② 周囲の状況によって左右されるが、自分で取り組む活動を唱えることで、実行できるようになってきた。		
福祉	① 予定や連絡事項などを本人に伝える場合には、 <u>分ち書きをするとともに、読み上げる(合理的配慮)。</u>		① 放課後等デイサービス事業所担当者		① 確実に伝わっているか、本人に確認することが有効である。		
総合評価							

上記の情報を支援関係者に開示することに同意します。

〇〇年〇〇月〇〇日 保護者氏名 〇〇 〇〇 印

（1）個別の支援計画の作成対象

次に示す幼児児童生徒を対象とする。

- ① 特別支援学級に在籍する児童生徒
 - ② 通級指導教室を利用する児童生徒
 - ③ 通常の学級に在籍し、学習・生活上特別な教育的支援（含む合理的配慮）が必要な児童生徒
- ※ 幼稚園、保育所、認定こども園等においては障害のある幼児

（2）個別の支援計画の作成・活用のポイント

- ① 本人、保護者の希望や願いに基づき、学級担任が作成する。作成に当たっては、園・校内委員会や個別ケース会議等で内容を検討・確認する。
- ② 必要に応じて、医療、保健、福祉、労働等の参画を得て、関係機関等が行う支援内容、担当者等を明記する。
- ③ 保護者と合意形成した「合理的配慮」の内容を記載することが望ましい。
- ④ 関係機関への開示について保護者の同意を得る。
- ⑤ 「かがやき手帳」や「就学支援シート」等が作成されている場合は、これらを参考に作成する。
- ⑥ 作成した個別の支援計画の要点を、職員会議や学年部会等において教職員間で共有する。
- ⑦ 外部機関へ情報提供をする際は、事前に改めて本人や保護者の同意を得るとともに事後の報告を行う。

（3）個別の支援計画に基づく外部関係機関との連携

- ① 医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携

幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人一人の障害の状態や程度の専門的な判断や個々の障害の特性に基づく適切な指導が必要であることから、医療、心理、教育等の外部の専門家との密接な連携が求められます（p 30図4参照）。例えば、医師の判断により、児童生徒等が服薬をしている場合の薬効効果については、学校生活を含めた日常の様子観察や記録が重要な判断材料になるため、日常的な連携が極めて大切になります。

また、家庭生活を含めて包括的な支援が必要になる場合は、地域の医療、保健、福祉、労働等との連携が重要になりますので、単一又は複数の市町村を網羅する支援体制との関連で対応を考えていくことが大切です。

これらの関係機関と個別の支援計画を作成し、それぞれの立場から支援内容の具体を確認し合うことで、就学前から卒業後までの一貫した支援を行うことができます。したがって、特別な支援が必要であると判断された時点から個別の支援計画を作成し、就学・進学先や進路先へ引き継ぐことが望まれます。

- ② 個別の支援計画の作成に対する外部関係機関からの支援

専門家・支援チーム、高等学校特別支援隊による巡回相談を活用すると、実態把握と教育的判断、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成・評価、教育相談での助言等、個別ケースの解決に向けた一連の活動に対する支援が得られます。

- ③ 本人及び保護者との連携による支援

「合理的配慮」の提供に当たっては、本人・保護者からの意思の表明を受け、丁寧に合意形成を図ることが大切です。

意思の表明や評価・改善に向けた話合いに本人が加わることは、自己の特性に気づき、自己理解を深めながら、課題解決を図るための知識、技能、態度及び習慣を養う上で有効です。自立活動の指導と関連付けて行うことが重要です（p 35参照）。

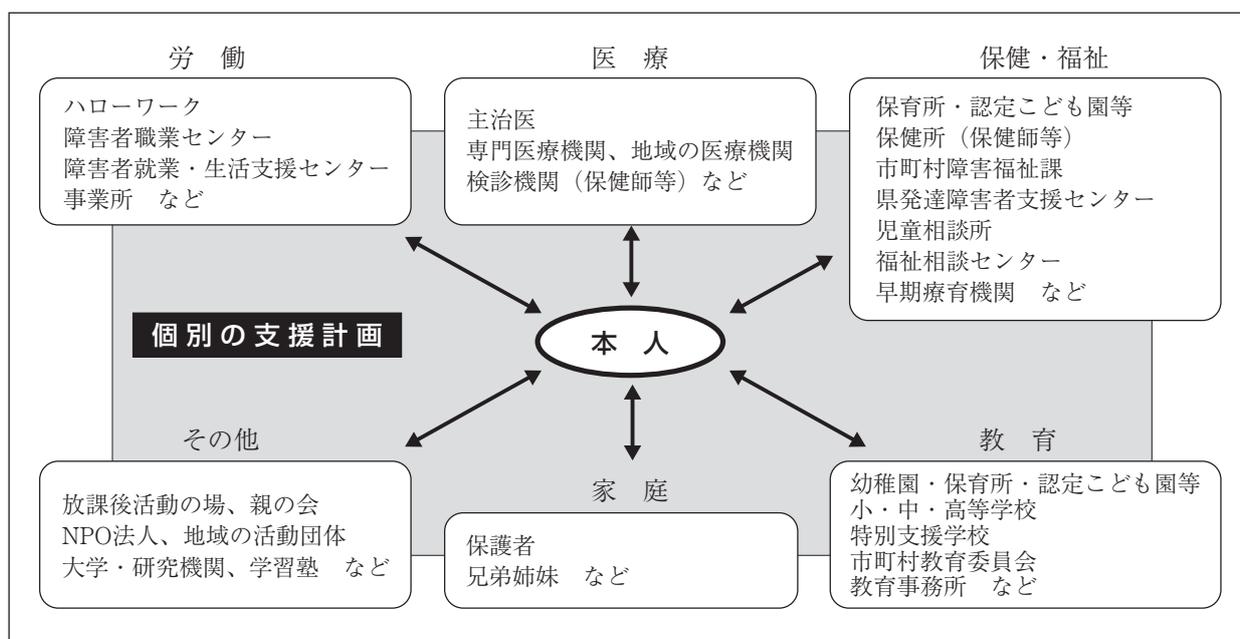


図4 関係機関との連携（例）

（４）個別の支援計画（含む合理的配慮）の評価

- ① 支援目標及び支援内容が適切だったかを評価する。
- ② 支援機関との連携は円滑だったかを評価する。
- ③ 支援目標と内容の改善を図る。
 - ・効果のあった支援とその要因を明確にする。
 - ・効果のなかった支援とその原因、不要になった支援を確認する。
 - ・新たに必要となった支援や継続する支援について、その内容や方法を確認する。
- ④ 次期計画を立案する。
 - ・支援期間（評価時期）を設定する。
 - ・新たな支援目標の設定と、支援内容や支援機関・担当者等を確認する。

（５）個別の支援計画に基づく継続的な教育相談及び進路指導

就学時に決定した「学びの場（p12参照）」は、固定したものではなく、それぞれの子どもの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら適切な「学びの場」を検討する必要があります。その際に、教育相談や個別の支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の支援計画を見直し、「学びの場」や支援体制等を変更できるようにしていくことが求められています。

また、将来の進路を主体的に選択できるように、児童生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図ることが大切です。就職に当たっては、労働関係機関との連携を密にし、生活面や定着指導を含めた支援を進めることが重要です。さらに、卒業後に障害福祉サービスの利用等も想定されることから、市町村障害福祉担当課との連携を進めることも必要です。

これらの連携においても、個別の支援計画は支援の一貫性を保つ上で有効な資料となります。

－「個別の支援計画」及び「個別の指導計画」作成の根拠－

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）では、第1章 総則、第4 児童の発達の支援、第2 特別な配慮を必要とする児童への指導（1）障害のある児童などへの指導において、次のように明記されています（中学校においては、第1章第4の2（1）を、高等学校においては、第1章第5款の2（1）ウを、幼稚園においては、幼稚園教育要領第1章第5の1を、保育所等においては、保育所保育指針第1章の3（2）キを、幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の3（1）を参照）。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

保護者や本人が支援を望まないときの指導・支援について

保護者や本人が特別な教育的支援を望まない場合は、「個別の支援計画」は作成できません。しかし、個別の配慮以外にもできる支援があります。

例えば、ユニバーサルデザインの視点による授業づくりなど、どの幼児児童生徒にも有効な指導方法や支援方法を行い、対象幼児児童生徒の反応や変容を通常の指導記録として記しておきます。これをもとに連絡帳や面談等で保護者や本人に変容等を伝えることにより、共に成長を確認できるようにします。その際、「こんな方法でよりよい活動が認められた」というような事例を示したり、家庭で工夫している点などを質問したりすることは、保護者との信頼関係を高めつつ、共通理解を図る上で有効な手立ての一つです。

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒はトラブルや失敗などを起こしがちで、学校や園からの連絡もそのような報告が多くなる傾向があります。このようなことが積み重なると、保護者も家庭での養育に自信を失う恐れがあります。「保護者支援」の視点も含み、子どもの成長を育む協同者として、信頼関係をより一層強めながら相談を進めるように努めます。

また、保護者を支援したり、障害理解を促したりする際に外部専門家の協力を得ることもできます。

5 個別の指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・

「個別の指導計画」は、幼児児童生徒一人一人の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるように、各校（園）における教育課程（保育課程）や指導計画、当該幼児児童生徒の「個別の支援計画」を踏まえ、具体的に指導目標や内容、方法を盛り込んだ計画です。

子どもや保護者の願いに基づいて、学級担任が園・校内委員会や関係者と連携して作成するとともに、評価・改善を通してより効果的な指導になるよう、改善に努めることが大切です。

(様式例) ○○年度 **個別の指導計画（通常の学級の例）** 【○○○立○○○学校】

氏名	○○ ○○	性別	○	学年・組	○年○組	生年月日	○○年○○月○○日
保護者氏名	○○ ○○	連絡先	0180-00-0000（自宅）				
各種検査等	※これまで受けた心理検査等の検査名、検査月日、検査者、結果の概要を記入						
手帳の有無	（手帳の種類）（障害の程度）						
障害、疾病名	※医療機関からの診断名があれば、診断年月日（年齢）も含めて記入						
現在の実態	※疾病、体質・体調への配慮、生活リズム、安全等 ※身辺自立、生活習慣、運動・動作など基本的な生活動作 ※聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなど ※長所、興味・関心、大人や友達とのコミュニケーション、善悪の判断、指示理解、約束、遊び・交際、集団への関わりなど						
本人・保護者の願い	※学習面、生活面、就学先等について本人・保護者の希望や願いを記入						
目指す姿（目標）	※どのような姿を目指して指導するのかを記入 ①長期目標（1年） 【例】「メモを見て、持ち物を準備する習慣を身に付ける。」 ②短期目標（1か月、3か月、学期等） 【例】「メモを見て、持ち物を自分でチェックする。」						
							指導・支援例について、p39にも記載
優先順位	具体目標	指導の内容、具体的な手立て等	幼児児童生徒の変容	評価			
1	※観察可能で、肯定的・具体的な目標を記入 【例】 ・教師の指示でメモをする。	※できる限り、具体目標を達成するための場面や具体的な手立てを記入 【例】 ・黒板に明日の持ち物を書いておく（クラス全体）。 ・支援員が、担任の指示への注目を促す。 ・担任が放課後にメモを確認する。	※どのように幼児児童生徒の姿が変容したかを具体的に記入 【例】 ・支援員の促しがなくてもメモをとることができるようになった。 ・板書を手掛かりに、メモをとることができた。	※指導内容や手立ての妥当性を記入 【例】 ・個別に活動への気付きを促したり、視覚的情報を提示したりする支援は効果あり。			
<全体的な評価> ※全体的な対象幼児児童生徒の成長及び成果、課題から考察される今後の指導の方針を記入 ※年度末であれば、次年度の「目指す姿」、「具体目標」と「指導の内容、具体的な手立て等」を含む、引継ぎ事項を記入							
学級担任名： ○○ ○○ 特別支援教育支援員名： ※配置されている場合に記入			特別支援教育コーディネーター名 ○○ ○○				

【記入者 ○○ ○○】

※上記の様式は例です。市町村教育委員会によって様式が決まっている場合があります。

（1）個別の指導計画の作成対象

- ① 特別支援学級に在籍する児童生徒
- ② 通級指導教室を利用する児童生徒
- ③ 通常の学級に在籍し、学習・生活上、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒（以下）

- ・医療機関より発達障害等と診断されている幼児児童生徒
- ・定期的に療育・相談機関を利用している幼児児童生徒
- ・出身園・学校から個別の指導計画等の引継ぎがある幼児児童生徒
- ・特別支援教育支援員が配置されている幼児児童生徒
- ・その他、作成が必要と判断された幼児児童生徒（専門家・支援チーム等による判断）

（2）個別の指導計画の作成のポイント

- ① 目標の設定
 - ・1年後を見据えて、段階的で具体的な目標を設定する（緊急性が高い場合は、短期の目標を設定する場合もある）。
 - ・本人や保護者の希望や願い、緊急性、必要度、生活年齢等から、指導・支援の優先順位を考える。
 - ・観察が可能で、複数の人が見ても同じような評価ができる目標にする。
 - ・本人主体で、肯定的な目標にする。

- ② 指導内容・手立ての設定

- ・一人一人の特性に配慮する。
- ・教育課程との関連を明確にする（各教科等別の目標や指導内容を踏まえた指導方法等の明記）。
- ・取り組みやすさ、継続のしやすさを考える。
- ・言葉の指示だけではない、具体的な手立てにする。
- ・段階的に支援を減らしていくことを計画に盛り込む。
- ・意図的に褒めたり認めたり、励ましたり、するよう計画する。

※対象の幼児児童生徒の望ましい行動を引き出すための教師の行動を具体的に記載する。

- ◇ 目標や指導の内容・手立ての設定に当たっては、次の資料が参考になります。
 - ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）
 - ・教育支援資料（文部科学省）
 - ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース（国立特別支援教育総合研究所）
- ・特別支援学級の個別の指導計画については次ページを参照してください。

（3）個別の指導計画の評価

「個別の指導計画」に基づいて指導した結果、幼児児童生徒がどのように変わったか、目標や指導の内容・手立てが適切であったかを定期的に評価し、指導の改善を具体的に図ることが大切です。その際、幼児児童生徒のよい点や変容などを肯定的に評価するように努めます。

- ① 評価・改善の時期（目安）は半年後と1年後の年2回を基本とする。
緊急性の高い場合は2週間から1か月の範囲で期間設定をする。
- ② 幼児児童生徒の変容など、目標に対する評価から、成果と課題を分析する。
子どもの行動記録と、達成基準を基に判断する。
- ③ 教師等の指導・支援に対して評価をする。
目標が達成できない場合は、できるだけ早く、目標や指導の内容・手立て等を見直す。
- ④ 達成が観察できた具体的な頻度や回数等の表現を使って記述する。

（４）特別支援学級における個別の指導計画

特別支援学級における「個別の指導計画」については、各教科等にわたって計画を立案します。

詳細については、「特別支援学級新担任の手引（改訂版）」（平成29年4月 秋田県総合教育センター）を参照してください。

（様式例） 年度 **個別の指導計画（小学校知的障害特別支援学級の例）** 【〇〇〇立〇〇〇学校】

氏名		学年		担任	
----	--	----	--	----	--

長期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・
------	---

教科等	学期目標	手立て	評価
国語			
算数			
生活単元学習			

自立活動			
総合評価			

※上記の様式は例です。市町村教育委員会によって様式が決まっている場合があります。

特別支援学級における特別の教育課程について

特別支援学級の教育課程は、原則として小学校、中学校の学習指導要領に基づいて編成されますが、次の点に留意することが大切です。

- （１）障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領第7章に示す自立活動（p35参照）を取り入れること。
- （２）児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

（5）通級指導教室における個別の指導計画

通級指導教室における個別の指導計画については、通級指導教室担当者が学級担任と連携し「自立活動」に関する内容を中心とした計画を作成します。その際、通常の学級における学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目指して、通級による指導で行う「自立活動」と学級における「個別の指導や配慮」を整理し、役割分担して指導を進められるよう計画することが重要です。

なお、通級による指導を利用している児童生徒の在籍学級における個別の指導計画については、学級担任が通級による指導担当教員の協力を得て作成することが望まれます。

－ 通級による指導 －

- ・通級による指導は、小学校や中学校等の通常の学級や高等学校に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対して特別な指導の場（通級指導教室）において、障害に応じた特別な指導を行うものです。
- ・指導の対象となる障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱です。
- ・通級指導教室では、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導（自立活動）を行います。
- ・学習障害、注意欠陥多動性障害等の通級指導教室では、①自己理解を深め、問題解決能力を高めること、②認知特性に応じた指導内容・方法の工夫により、学習の方略を身に付けることが目標となります。言い換えれば「自分の特徴を理解し、自分に合った学び方を理解すること」と言えます（在籍する学級等で障害による学習上又は生活上の困難の解決が、通級による指導終了の目安となります）。
- ・効果的な指導を行うためには、在籍校・在籍学級が通級指導教室、家庭、関係機関と連携協力することが必要です。

－ 自立活動 －

- ・自立活動は、特別支援学校の教育課程に設けられた特別の指導領域です。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとしています。自立活動の指導は、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。
- ・自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本です。そのため、指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成する必要があります。
- ・特別支援学校の学習指導要領等で示されている自立活動の内容は、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成され、それらの代表的な要素である27項目が、六つの区分（「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」）に分類・整理されたものです。
- ・個々の幼児児童生徒に対する具体的な指導内容は、六つの区分の下に示された27項目の中から、実態に応じて必要な項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定することが重要です。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではないことに留意が必要です。
- ・特別支援学校の学習指導要領等解説自立活動編には、実態把握から指導目標や具体的な指導内容を設定するまでの流れの例や個別の指導計画の作成に当たっての配慮事項が示されています。

詳細については「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月文部科学省）を参照してください。

6 学習面の指導

ユニバーサルデザインの視点により、全ての児童生徒の参加と理解を促進する「指導の工夫」を行った上で、必要に応じて「個別の配慮」や「個別指導」を行います（図5）。

なお、ユニバーサルデザインの視点で行う「指導の工夫」とは、通常の学級の授業において、特別な教育的支援が必要な児童生徒だけでなく、全ての児童生徒が主体的・意欲的に活動できるように、授業への参加や学習内容の理解、習得・活用を促す指導・支援を工夫することを指します。

(1) 「指導の工夫」の観点と具体例

① 全ての子どもが参加できるような「指導の工夫」

- ・ 学級内の理解促進：間違いや分からないことを受容し、お互いを認め合う関係づくり
- ・ ルールの明確化：発言や聞く態度、ノートの書き方等のルールの明確化と共有
- ・ 刺激量の調整：光や音、室温への配慮。学習のねらいや活動に応じた教材の提示
- ・ 場の構造化：整理整頓、活動や動線を考慮した教材の配置
- ・ 時間の構造化：活動の順番や所要時間、終了時刻や目安時間の事前提示

② 全ての子どもが理解できるような「指導の工夫」

- ・ 焦点化：学習のねらいの焦点化
- ・ 展開の構造化：焦点化した学習のねらいを達成するための手立ての吟味
- ・ スモールステップ化：課題達成のための「踏み台」づくり（子どもの実態に応じて活用）
- ・ 視覚化：絵や図、具体物、表、グラフ等の活用
思考の過程をたどることができる板書
- ・ 動作化・作業化：話す、書く、操作する、作る等の活動をバランスよく設定
- ・ 共有化：話し合う、教え合う、協力し合う場面の設定

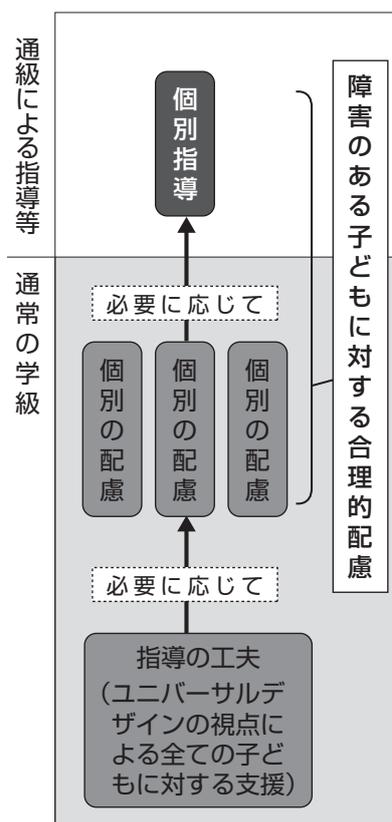


図5 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する学習指導の段階的支援例(通常の学級在籍の場合)

－ 集団学習の場面における「指導の工夫」の実践例 －

- ・ 準備：机上の整理の確認。教科書やノート等を準備するタイミングを指示する。
- ・ 導入：めあてや活動の流れ等を視覚的に示す。
- ・ 展開：今何が行われているのか、これから何をするのかを明示する。
活動時間や終了時刻を提示する。
発表のルールを明示する。学習活動に選択の機会を設定する。
- ・ まとめ：板書を活用して視覚的に確認する。
- ・ 発問：短い言葉で、具体的にゆっくり話す。
- ・ 指示：話す内容を焦点化する。肯定的に話す。視覚化をする。
- ・ 評価：肯定と称賛の言葉がけを行う。よかった内容と理由を全員の前で伝える。
- ・ 学習形態：個人、ペア、グループ、全体等、学習方法や内容に応じて実施する。

（2）「個別の配慮」について

① 「個別の配慮」とは

- ・全体の授業に参加するための配慮であり、「指導の工夫」をした上で、必要に応じて実施します。したがって「個別の配慮」の成否は、全体の授業に参加できたかにより判断します。
- ・「個別の配慮」は、合理的配慮を具体化した支援の一つです。その効果を評価し、必要に応じて改善を図りながら引き継いでいくことが大切です。（p10～11参照）

② 「個別の配慮」の具体例

- ・聞 _____ く：注目していることを確認してから話す。
- ・話 _____ す：話したいことをよく聞き取り、整理し確認する。選択肢を用意する。
- ・読 _____ む：読む箇所が分かるように印を付ける。一緒に読む。
- ・書 _____ く：書く量を調整する。書く時間を確保する。
- ・計算する、推論する：視覚的な手がかりを使う。他の児童生徒の発言を参考にさせる。
- ・不注意傾向：机上に必要なものだけを置く。チェックリストを用意する。活動に付き添う。
- ・行動・情緒面：守るべきルールや約束を本人と決めておく。

- ・小学校、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）及び高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）では、総則のほか、各教科等においても、障害のある児童生徒が学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されました。各教科等の解説には、学びの過程において考えられる困難さに対する配慮の具体例が示されています。（p11、p51参照）

（3）「個別指導」について

① 「個別指導」とは

「個別指導」は、通常の学級において「個別の配慮」を実施した上で、必要に応じて実施するものです。

② 「個別指導」の場合

◆通級による指導

通級による指導は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対し、障害に応じた特別の教育課程を編成し、一人一人に応じた指導をきめ細やかに、かつ弾力的に提供する特別支援教育の形態です。通級による指導では、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。よって、各教科等の内容を扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導であることに留意する必要があります。また、通常の学級において通級による指導の効果が現れるよう、在籍学級と十分に連携して指導を行うことが重要です。（p35参照）

◆その他

学校の実情に応じて、特別支援学級の弾力的運用による個別指導を行う場合があります。

7 行動面の指導・・・・・・・・・・・・・・・・

行動面の指導を行う際も、障害特性や発達段階等の実態を踏まえた効果的な指導が望まれます。どのような場面でどのような行動が見られるのか、日常の行動観察により幼児児童生徒一人一人の特性として理解し、対応を工夫することが必要です。
互いを認め合う望ましい人間関係の中で、成就感が得られる成功体験を積むことが大切です。

(1) 行動の理解と対応の基本方針

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒は、個別的な場面よりも集団生活の中であつまずきや困難を示している場合が多く見られます。できることとできないことの差が大きいため、能力的な遅れや偏りが分かりにくく、「わがまま」や「努力不足」「やる気がない」等の問題であると受け止められがちです。その結果、支援がないままに見逃されたり、無理強いするような対応をされたりするなど、適切な対応がなされずに、状態が改善されない場合も見られます。

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒は、物事の見方、捉え方、感じ方などが他の幼児児童生徒と少し違う特性があると認識し、生活・対人面で問題があった場合においても、注意や叱責により改善していくことは難しいと捉え、対応することが大切です。

適切でない行動を減らしていくためには、適切な行動を増やしていくという視点で、適切な行動の取り方を具体的に教えるようにします。適切でない行動には理由があります。まずは、怒りや不安、困惑などの気持ちを受け止めることが第一です。起きている行動だけに注目せず、きっかけになることや行動後の結果など、前後関係を通して適切でない行動を生起させている要因を分析し、対応を考えることが肝要です（図6）。してはいけないことよりも望ましい認められる行動に意識を向けるようにします。そして、怒りや不安がすぐに適切でない行動につながるように支援することで、問題を起こさずに済むという経験を積むことも大切です。人に危害が及ぶような危険なこと、絶対にしてはいけないことには毅然とした対応をするようにします。迷いのあるあいまいな対応や、人や時によって異なる対応は、本人を混乱させることから、一貫した対応が不可欠です。

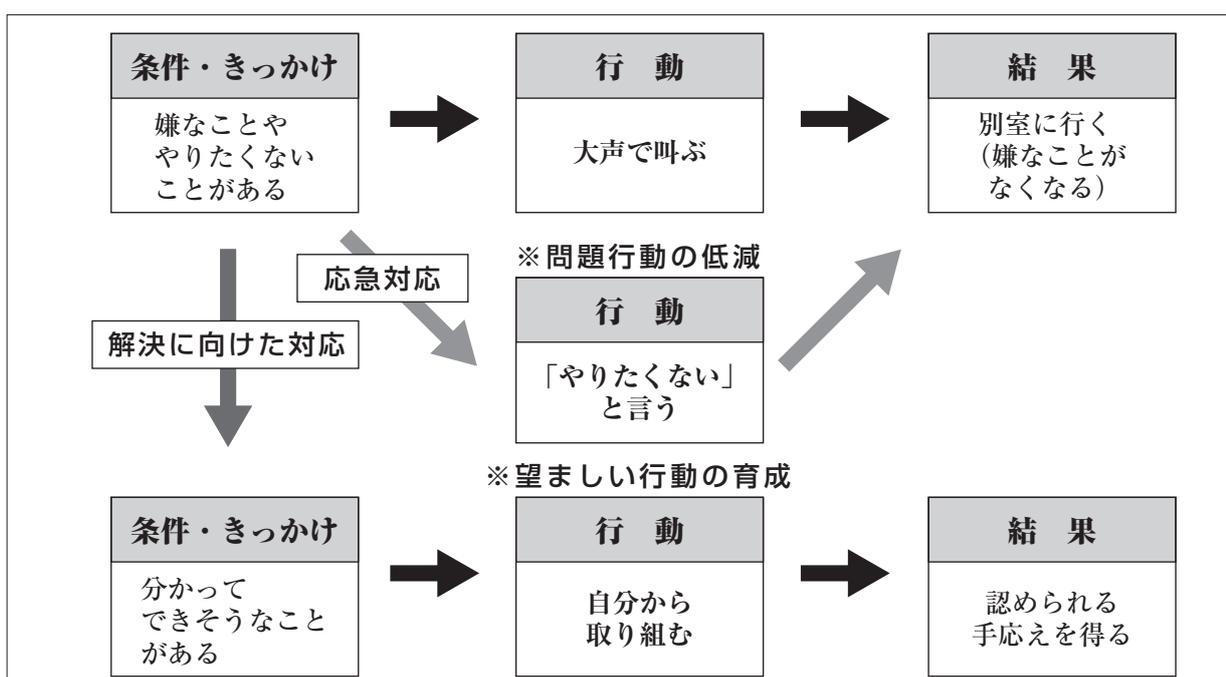


図6 「行動」の前後に着目した対応例

（2）指導上の配慮事項

① 自尊感情・自己肯定感の保持

- ・ 幼児児童生徒自身の自尊感情に配慮することが重要です。支援内容について十分に説明し、納得の上で進めるようにします。
- ・ 周りとの違いに気付き、自分に対する不安を取り除くためには、欠点の克服を促すよりも長所に注目し、認めていくことを優先することが有効です。

② 仲間づくりの指導

- ・ 障害特性に関する理解は、教職員だけでなく周りの幼児児童生徒や保護者にも進めます。障害による困難さや行動の特性、対応の理解を図るようにします。その際、教師が見本となり、望ましい関わり方を示すことが重要です。
- ・ 集団を構成する全ての幼児児童生徒にとって、お互いを尊重し合えるよう配慮し、それぞれが活躍し、認め合えるような学級・ホームルーム経営を行うことが基本となります。

③ 自己理解の支援

- ・ 障害の受容を進めていくには、特性を個性として受け止めることが大切です。得意な面を伸ばすことを優先し、苦手な面は解決方法や代替手段を相談しながら見いだせるよう支援します。
- ・ 幼児児童生徒自身が抱えている悩みや課題について真摯に受け止め、自ら環境調整して解決したり、相談したり、落ち着ける場所を確保したりできるように指導することも重要です。

（3）効果的な指導・支援例

① 忘れ物が多い。（個別の指導計画作成例として、p 32に記載）

- ・ 必要なことを聞き逃したり、メモをとれなかったりする。
 - 口頭で説明するだけでなく、板書したり、メモをとっているか確認したりする。
- ・ 記憶することが苦手であったり、メモをなくしてしまったりする。
 - 持ち物を確認できるチェックカードや配付物を入れるケースを準備する。

② 約束やルールを守らない。

- ・ ルールを理解していなかったり、自分の気持ちが先行してしまったりする。
 - 幼児児童生徒が分かる言葉で、絵や図など視覚情報も取り入れながら伝える。
 - 約束やルールを相談しながら一緒に決め、守れたときにはその場で認める。
 - 活動する前に、ルールを確認したり思い出すきっかけを与えたりする。

③ 友達とトラブルになる。

- ・ 相手の気持ちを想像できなかったり、相手から言われたことを文字どおりに受け止めたりする。
 - 相手の気持ちを言葉で伝えたり、絵や吹き出しなどを活用しながら、適切なやりとりについて確認したりする。
- ・ 自分の気持ちを言葉でうまく伝えられない。
 - 絵カードやICT機器等を活用しながら、表情と気持ちを表す表現を一緒に確認する。
 - 適切な表現につなげるために、本人が言いたいことをくみ取り言語化する。

（4）指導において留意したいこと

- ・ 同一の障害であっても、個々の特性や経験等が異なっているため、同じ指導が効果的とは限りません。一人一人に適した指導になっているか複数の教職員で確認し、個別ケース会議等で評価するよう努めます。
- ・ いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれずその背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意し慎重に対応する必要があります。そのため、生徒指導担当は、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、適切な判断や必要な支援を行うための体制を整えておくことが重要です。

・ 幼児児童生徒への関わり方については、「学級担任と特別支援教育支援員の応援サポートブック」が参考になります（秋田県総合教育センターのホームページよりダウンロードできます）。

8 指導・支援の評価、改善・・・・・・・・・・・・・・・・

指導・支援の評価は、「支援対象となる幼児児童生徒に対する指導・支援」に加え、「園・校内委員会の活動」についても行います。これにより、園・校内支援体制の充実に向けた改善が図られます。管理職のリーダーシップの下、必要に応じて適宜ケース会議を設けるとともに、委員会活動についても、園・校内委員会において組織的に評価し、具体的な改善を図ることが大切です。

（１）指導・評価の対象

- ① 支援対象となる幼児児童生徒に対する指導・支援
- ② 園・校内委員会の活動

（２）支援対象となる幼児児童生徒に対する指導・支援の評価

支援対象となる幼児児童生徒に対する指導・支援の評価は、実際の指導が個々の幼児児童生徒の指導・支援のねらいに照らしてどのように行われ、その結果どのように変容したかを明らかにするものです。又は、幼児児童生徒がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導・支援をしていけばよいかを明確にしようとするものです。

指導・支援の結果を評価するに当たっては、指導のねらいを設定する段階において、幼児児童生徒の実態に即し、目指す姿を具体的に設定し、その到達状況を具体的に捉えることが重要です。また、評価は、幼児児童生徒の活動の評価であるとともに、教師の指導に対する評価にもなります。教師は評価を通して自身の指導の在り方を見つめ、幼児児童生徒に対する適切な指導・支援の内容や方法の改善を検討することが求められます。

幼児児童生徒の活動の評価に当たっては、園・校内委員会又は個別のケース会議などの開催により、教師間の連携の下で進めるとともに、多面的な判断ができるように、必要に応じて関係機関や保護者等との連携を図っていくことを考慮する必要があります。また、保護者には、活動の評価について説明し、幼児児童生徒の成長の様子を確認してもらうとともに、指導・支援の成果を家庭生活でも発揮できるように協力を求めることが重要です。

幼児児童生徒が自らの活動を振り返る評価は大切です。年齢や発達段階、障害特性等に配慮しながら、自己理解を深め、学習や生活がしやすくなるよう自ら環境に働きかけていく力を育てるとともに、自己効力感を高めることが重要です。

（３）園・校内委員会の活動に対する評価

園・校内委員会の活動に対する評価は、「特別支援教育の年間計画」に基づき、園・校内委員会等において行います。

評価に当たっては、年間計画に示す「校内委員会」「個別ケース会議等」「研修」「外部機関等との連携・活用等」の各項目について、次の観点から評価し、必要に応じた改善策を検討することなどが考えられます。

- ① 計画どおりの実施ができたか（できなかった原因は何か）
- ② 実施の効果はどうであったか（成果の要因、成果が上がらなかった原因は何か）
- ③ 新たに加えるべき活動はないか、又は不要になった活動はないか
- ④ 園・校内支援体制の強化や機能発揮のために工夫・改善すべき事項はないか
- ⑤ その他

9 就学・進学に関わる引継ぎと連携・・・・・・・・・・・・・・・・

障害のある幼児児童生徒は、就学・進学等に伴う対人関係や1日の流れといった環境の変化などにより、新たな学習上又は生活上の困難が生じたり、困難さの状況が変化したりする場合があります。このため、それまで行ってきた支援を就学先・進学先等へ確実に引き継ぎ、一貫した支援を充実させることがとても重要です。

就学・進学等のいわゆる「移行期」の支援では、支援の対象となる幼児児童生徒と保護者が、必要な支援の継続性を確保することで不安を解消するとともに、就学先・進学先等や支援内容に主体的に関わり、よりよい支援や合理的配慮を求めることができるよう促すことが大切です。

(1) 就学・進学に関わる引継ぎの要点

- ① 引継ぎに係る相談や事務手続きを特別支援教育の年間計画に盛り込み、在籍校（園）と進路先となる学校双方の管理職の指導の下、早期から組織的・計画的に行うこと
- ② 効率的に引継ぎを行うため、既存の連携会議等の活用を検討すること
- ③ 本人、保護者とともに、必要な支援（含む合理的配慮）の確認を行い、引き継ぐことに関する同意を得ること
- ④ 個別の支援計画や就学支援シート、個別の指導計画などを有効に活用すること
- ⑤ 文書に加え、面談による引継ぎや保育・授業参観等を行うなど、実際の指導・支援が効果的に行われるよう、支援方法の具体的な引継ぎについて工夫すること
- ⑥ 必要に応じて、関係機関と連携しながら行うこと

(2) 就学・進学に関わる引継ぎのためのツールと引き継ぐ内容

- ① 個別の支援計画、個別の指導計画、実態把握表
- ② 就学支援シート、就学相談ファイル等
- ③ かがやき手帳
- ④ 法定諸表簿（指導要録、出席簿、健康診断票）
- ⑤ その他（教材・教具、学習指導案、学習の記録等）

(3) 確実な引継ぎのための園・校内支援体制

- ・特別支援教育の年間計画への引継ぎに係る計画の明記
- ・校内委員会での引継ぎ内容の確認（引継ぎに係る手続きや内容、進捗状況等）
- ・引継ぎに係る手続きに当たる役割分担（担当する教職員の確認）
- ・引継ぎに係る日程の調整（教育相談、就学・進学の引継ぎ・事後の確認）

(4) 引継ぎ後の確認

就学・進学後に、情報交換や授業参観を行うなどして見届けを行うことで、確実な引継ぎと効果的な移行支援が図られます。実際の指導の様子を見ることで、効果的な指導・支援方法について具体的に確認したり、就学・進学先における個別の指導計画等の立案に向けた情報交換をしたりする機会としても活用できます。

学校教育施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）平成30年8月27日文科科学省

第3 留意事項

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくこと。

また、各自治体や関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。

10 交流及び共同学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・

学習指導要領にあるとおり、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との交流及び共同学習が求められています。

通常の学級の担任は、特別支援学級と連携して、校内委員会等において、教育課程に基づいて、交流及び共同学習の具体的実施計画について積極的に提案等を行っていきます。

その際には、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習の目標を共有し、確認するために、各学級の担任間で密に情報交換を行うとともに、双方にどのような教育効果があるのかを明らかにした上で臨むことが重要です。

この他、近隣の特別支援学校や障害者施設等と協力することにより、各学校等や障害のある児童生徒等一人一人の実態に応じた様々な配慮を行いつつ、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切です。

交流及び共同学習の主な形態

通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習	通常の学級の子どもたちにとっては、障害のある人に対する理解を深めることや、思いやりの気持ちなど、豊かな心を育む機会となります。	特別支援学級の子どもたちにとっては、同学年の友達など大きな集団での教科の学習や学校行事などを通して関係づくりを図り、社会性を育む機会となります。
幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中学校、高等学校等と特別支援学校との交流及び共同学習	小・中学校等の子どもたちにとっては、障害に対する理解を深めるとともに、障害のあるこどもたちに対して、自分たちや周囲がどのような配慮をすればよいのかを考えたり、学んだりする機会となります。	特別支援学校の子どもたちにとっては、学習や生活範囲、社会経験などを広げるとともに、同年齢の子どもたちとの関係づくりを図る機会となります。
地域の人たちと特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習	地域の人たちにとっては、障害のあるこどもたちに対する理解を深める機会となります。	特別支援学級や特別支援学校の子どもたちにとっては、地域の人々との触れ合いを通して、社会性を身に付けるとともに、地域の歴史や文化を知り、ふるさとの愛着を育む機会となります。

小学校学習指導要領（抜粋）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

Ⅲ 資料

資料の各様式については、秋田県教育庁特別支援教育課のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.pref.akita.lg.jp/tokubetu/>

就学等の手続

障害のある子どもの就学先決定に当たっては、市町村教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況等を総合的に勘案して決定します。適切な就学先決定ができるように、早期からの相談を行い、本人・保護者との合意形成を図ることが大切です。

<就学手続の流れ>

内 容	要 点
早期からの教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が連携して相談に当たり、保護者への十分な情報提供を行う。 ・保護者の心情に配慮し、保護者とともに子どもの将来について話し合う。
継続した教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就学までの見通しをもてるよう情報提供を行う。 ・学校見学や体験入学を通して、当該学校の学習内容等の理解を促す。
就学時の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会が11月30日まで実施する。
就学先決定ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就学までの見通しをもてるよう情報提供を行う。 ・学校見学や体験入学を通して、当該学校の学習内容等の理解を促す。
就学先の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・就学先の決定は、市町村の教育委員会が障害の状態、教育上必要な支援の内容、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校の受入体制、地域の状況等を総合的に勘案して行う。
就学通知	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会が保護者、学校宛てに1月31日まで通知する。
入学説明会	
就学先への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・入学までの期間に、保護者、市町村教育委員会、在籍園（学校）、就学先の学校間で子どもの情報について、「就学支援シート」「個別の支援計画」「個別の指導計画」等を活用して引継ぎを行う。 ・子どもが安心して入学を迎えられるよう、保護者の協力を得て、事前に学校の設備や受入体制及び通学路等を確認する。
就学後の継続的な教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・入学後も継続して教育相談を行い、学びの場の変更も含め、指導や支援の方法等を定期的に見直す（個別の支援計画に基づき実施）。
転学等について	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した教育相談や障害の状態の変化等により、転学が適当と判断される場合、在学する学校長の通知により、市町村教育委員会が総合的に勘案して転学を決定する。詳細については「Q&A障害のある子どもの就学事務手続の手引（秋田県教育委員会）」参照。
通級による指導について	<ul style="list-style-type: none"> ・指導の対象となる児童生徒の判断は、在籍校の校長が行う。判断に当たり、児童生徒の障害の状態や通級による指導を実施する環境等を考慮し、市町村教育委員会と連携を図ることが重要である。また、専門的な調査検討が求められることから、市町村が設置する教育支援委員会や、都道府県教育委員会の専門家・支援チームによる巡回相談、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの活用を図ることも大切である。詳細については、「通級による指導の手引き（秋田県教育委員会）」参照。

援護制度

<障害者手帳>

障害者手帳の交付を受けることで、各種福祉援護制度が受けられます。

身体障害者手帳 ・身体障害のある方が対象。障害の程度によって1～6級に区分

療育手帳 ・知的障害のある方が対象。障害の程度によってA、Bに区分

精神障害者保健福祉手帳 ・精神障害のある方が対象。障害の程度によって1～3級に区分

<障害福祉援護制度>

各市町村の福祉担当課に利用の申請が必要です。受けられるサービスは障害の程度等によって決まります。また、地域によって受けられるサービスが違う場合があります。

児童福祉法に基づく主なサービス

児童発達支援 ・就学前の子どもに対する日常生活や集団生活への適応訓練等の支援の提供

保育所等訪問支援 ・訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援の提供

放課後等デイサービス ・放課後や長期休業中における、生活能力向上のために必要な訓練等の提供

障害者総合支援法に基づく主なサービス

○在学中も受けられるサービス

短期入所 ・施設等への短期間の入所による、日常生活に必要な介護の提供

意思疎通支援事業 ・手話通訳者、要約筆記者等の派遣

移動支援事業 ・移動が困難な方が円滑に外出することができるよう移動のための支援の提供

地域活動支援センター事業 ・創作的活動や生産活動の機会の提供、見守りや社会に適應するための
日中一時支援事業 の日常的な訓練等の提供

○18歳以降に受けられる主なサービス

就労移行支援 ・就労を希望する方に対する就労の機会の提供、訓練等の実施（状態
就労継続支援（A型、B型） によって受けられるサービスに相違あり）

生活介護 ・常時介護を必要とする人に対する日常生活面の介護や生産活動等の提供

共同生活援助（グループホーム） ・共同生活を営む住居における相談、その他の日常生活上の援助の提供

その他、医療助成や手当、公共料金の割引等様々な援護制度があります。

詳しくは各市町村福祉担当課にお問い合わせください。

関係機関（連絡先）

平成31年3月現在

1 特別支援学校

学校名	所在地	電話番号	専門監	寄宿舍等
県立視覚支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1-1	018-889-8571		有
サテライト教室（花輪北小、大館市上川沿公民館、金浦中、由利本荘市市民交流学習センター、神代中、大曲交流センター）				
県立聴覚支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1-1	018-889-8572		有
サテライト教室（鷹巣小、大曲交流センター）				
県立秋田きらり支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1-1	018-889-8573	○	病院隣接
県立比内支援学校	大館市比内町達子字前田野1-2	0186-55-2131	○	有
同 かつの校	鹿角市花輪字案内2	0186-22-0253		
同 たかのす校	北秋田市七日市字家向49の内	0186-66-2128		
県立能代支援学校	能代市真壁地字トトメキ沢135	0185-55-0691	○	有
県立支援学校天王みどり学園	潟上市天王字追分西27-18	018-870-4611	○	無
県立栗田支援学校	秋田市新屋栗田町10-10	018-828-1162	○	有
県立ゆり支援学校	由利本荘市水林456-3	0184-27-2630	○	有
同 道川分教室	由利本荘市岩城内道川井戸ノ沢84-40	0184-62-6136		病院内
県立大曲支援学校	大仙市大曲西根字下成沢122	0187-68-4123	○	有
同 せんぼく校	仙北市角館町小館77-2	0187-42-8568		無
県立横手支援学校	横手市赤坂字仁坂105-1	0182-33-4166	○	
県立稲川支援学校	湯沢市駒形町字八面寺下谷地33-2	0183-42-4424		
秋田大学教育文化学部 附属特別支援学校	秋田市保戸野原の町7-75	018-862-8583		無

※「高等学校特別支援隊」の問合せ先は、下記の学校（事務局）です。
・高等学校特別支援隊事務局：比内支援学校、栗田支援学校、横手支援学校

2 県の教育機関

機関名	所在地	電話番号	備考
北教育事務所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1217	
同 鹿角出張所	鹿角市花輪字六月田1	0186-23-3302	
同 山本出張所	能代市御指南町1-10	0185-52-3369	
中央教育事務所	秋田市山王四丁目1-2	018-860-3244	
同 由利出張所	由利本荘市水林366	0184-22-3673	
南教育事務所	横手市四日町3-23	0182-32-1101	
同 仙北出張所	大仙市大曲上栄町13-62	0187-63-3477	
同 雄勝出張所	湯沢市千石町二丁目1-10	0183-73-1106	
県総合教育センター	潟上市天王字追分西29-76	018-873-7215	支援班

※「専門家・支援チーム」の問合せ先は、各教育事務所・出張所の特別支援教育担当指導主事です。

3 特別支援教育地域センター等

所在地(市)	設置小学校	電話番号	アドバイザー配置(勤務日)
鹿角市	鹿角市立花輪小学校	0186-23-3302	・鹿角出張所で対応
大館市	大館市立桂城小学校	0186-42-4910(専用)	○(火・木・金)
北秋田市	北秋田市立鷹巣小学校	0186-62-9814(専用)	○(火・木・金)
能代市	能代市立澍城南小学校	0185-52-0468(専用)	○(火・木・金)
男鹿市	男鹿市立船川第一小学校	0185-24-3231	○(月・水・金)
由利本荘市	由利本荘市立鶴舞小学校	0184-22-3558(専用)	○(火・金)
	(由利本荘市立岩谷小学校)	0184-65-2220	○(木) 相談ルーム
大仙市	大仙市立花館小学校	0187-63-1022	○(火・水・金)
仙北市	仙北市立角館小学校	0187-63-3477	・仙北出張所で対応
横手市	横手市立朝倉小学校	0182-32-6070	○(火・水・金)
湯沢市	湯沢市立湯沢西小学校	0183-72-5150	○(火・水・金)
秋田市	秋田市教育研究所	018-865-2530	○(火・木・金)

※各特別支援教育地域センターでは、特別支援教育アドバイザー等が相談に応じます。

※アドバイザー勤務日は変更となる場合がありますので、各地域センター等に御確認ください。

4 通級指導教室

地区	通級指導教室設置校等	電話番号	言語	LD等
県北	鹿角市立花輪小学校	0186-22-0291(直通)	○	
	鹿角市立花輪第一中学校	0186-22-1143(直通)		○
	大館市立桂城小学校	0186-42-4910(直通)	○	○
	大館市立扇田小学校	0186-55-0043		○
	大館市立第一中学校	0186-59-9316(直通)		○
	北秋田市立鷹巣小学校	0186-62-9814(直通)	○	○
	北秋田市立鷹巣南中学校	0186-62-9007(直通)		○
	能代市立澍城南小学校	0185-52-0468(直通)	○	○
	能代市立第四小学校	0185-52-3239		○
	能代市立能代第二中学校	0185-52-5138		○
県央	男鹿市立船川第一小学校	0185-24-3231	○	
	潟上市立大豊小学校	018-877-2068		○
	五城目町立五城目小学校	018-852-2050		○
	秋田市立中通小学校	018-833-5999(直通)	○	○
	秋田市立旭南小学校	018-862-5977(直通)	○	
	秋田市立土崎小学校	018-845-3271	○	○
	秋田市立桜小学校	018-836-6671(直通)		○
	秋田市立日新小学校	018-828-4408		○
	秋田市教育研究所(山王中学校)	018-865-2532(直通)		○
	由利本荘市立鶴舞小学校	0184-22-3558(直通)	○	○
	由利本荘市立矢島小学校	0184-56-2069		○
	由利本荘市立本荘北中学校	0184-56-0321		○
	にかほ市立象潟小学校	0184-43-2334	○	
	にかほ市立仁賀保中学校	0184-36-2121		○
県立秋田明德館高等学校	018-833-2391		○	

地区	通級指導教室設置校等	電話番号	言語	LD等
県南	大仙市立大曲小学校	0187-63-1018		○
	大仙市立花館小学校	0187-63-1022	○	○
	大仙市立大曲中学校	0187-63-2222		○
	仙北市立角館小学校	0187-54-2190 (直通)	○	○
	仙北市立生保内小学校	0187-43-0243	○	
	仙北市立角館中学校	0187-55-2500 (直通)		○
	美郷町立六郷小学校	0187-84-1009		○
	横手市立朝倉小学校	0182-32-6070	○	○
	横手市立十文字第一小学校	0182-42-1020		○
	横手市立横手北中学校	0182-38-8600		○
	湯沢市立湯沢西小学校	0183-72-5150	○	○
	湯沢市立湯沢南中学校	0183-73-2399 (直通)		○
	羽後町立西馬音内小学校	090-5841-9681 (直通)		○

5 福祉機関

機関名	所在地	電話番号
発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」	秋田市南ヶ丘一丁目1-2	018-826-8030
北児童相談所	大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956
中央児童相談所	秋田市新屋下川原町1-1	018-862-7311
南児童相談所	横手市旭川一丁目3-46	0182-32-0500
福祉相談センター	秋田市中通二丁目1-51	018-831-2301
精神保健福祉センター	秋田市中通二丁目1-51	018-831-3946
秋田県聴覚障害者支援センター	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5・6階	018-874-8113

◆ 福祉援護制度の相談窓口：各市町村福祉担当課

6 労働機関

機関名	所在地	電話番号
秋田障害者職業センター	秋田市川尻若葉町4-48	018-864-3608
秋田県北障害者就業・生活支援センター	大館市泉町9-19	0186-57-8225
北秋田障害者就業・生活支援センター	北秋田市宮前町9-68	0186-60-1150
秋田県能代山本障害者就業・生活支援センター	能代市字長崎42-1	0185-88-8296
ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088
由利本荘にかほ圏域障害者就業・生活支援センター E-Support	由利本荘市二番堰25番地1 由利本荘地域生活支援センター内	0184-44-8578
秋田県南障害者就業・生活支援センター	大仙市大曲戸巻町2-68	0187-88-8713
ネット横手障害者就業・生活支援センター	横手市梅の木町8-5	0182-23-6281
湯沢雄勝障害者就業・生活支援センター ばあとなあ	湯沢市両神15-1	0183-55-8650

※障害者職業センター：障害者の雇用促進のため、ハローワークと連携して「就職に向けた相談、職業評価、職業準備支援、職場適応援助者による支援、事業所支援等を行います。専門のカウンセラーが配置されています。

※障害者就業・生活支援センター：就業支援担当者と生活支援担当者が配置され、就職を希望する障害者及び在職中の障害者が抱える課題に応じて、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

※この他、ハローワーク（公共職業安定所）にも、障害者の就職に係る専門官が配置され「求職登録、職業斡旋、職業相談」に対応するとともに、就職後のアフターケアまでサポートしています。

特別支援教育に関する情報を得られるWebサイト

(発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(平成29年3月文部科学省)より引用)

1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・・・・・・・・・・・・・・・・

国立特別支援教育総合研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築及び障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、情報収集・発信、理解啓発活動等を一体的に取り組んでいます。

(1) 発達障害教育推進センター

発達障害のある児童等の教育の推進・充実に向けて、発達障害に関わる教員及び保護者をはじめとする関係者への支援を図り、更に広く国民への理解を得るために、Webサイト等による情報提供や理解啓発、調査研究活動を行うことを目的としたサイトです。

〈発達障害教育推進センターWebサイトの内容と構成〉

主に、以下の7つの柱で情報提供をしています。

① 指導や支援方法について知りたい

発達障害のある児童等の気付き、理解、対応の仕方等についての基本的な情報をQ & Aで提供しています。

② 発達障害に関する研究が知りたい

発達障害のある児童等の特性に応じた教育支援に関する研究や文献、研究会等を紹介しています。主に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所での研究成果を掲載していますが、今後、たくさんの研究紹介を行う予定です。

③ 教材教具や支援機器が知りたい

発達障害のある児童等の学習に活用されている、教材教具や特性に配慮した支援機器等について紹介しています。書くことが苦手な児童等への教具や支援機器、読むことを助ける支援機器の情報を提供しています。

④ 研修講義（教員向け）が見たい

発達障害のある児童等に関わる、理解・指導・支援についての教員向けの研修講義を15分程度の短い映像で提供しています。校内研修等でも活用できます。

⑤ 国の施策・法令等が知りたい

発達障害に関する国（文部科学省、厚生労働省）の最新の施策や法令、通知、支援事業等についての情報を提供しています。

⑥ 教育相談に関する情報が知りたい

国内の相談機関の紹介や、具体的な相談のQ & Aが掲載されています。
また、海外渡航者に向けた日本人学校等に関する情報も提供しています。

⑦ 発達障害について知りたい

発達障害の定義や、もっとよく知るための映像作品等の情報を提供しています。発達障害教育推進センターのパンフレットも閲覧できます。

(2) インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）

インクルーシブ教育システム構築支援データベースは、文部科学省のモデル事業において取り組まれた「合理的配慮」の実践事例について掲載するため、平成26年度に開設したWebサイトです。

(3) 特別支援教育教材ポータルサイト（支援教材ポータル）

特別支援教育教材ポータルサイトは、大学・高等専門学校・教育委員会・民間団体等との連携により、障害の状態や特性等に応じた教材、支援機器等の活用事例などを集約・管理し、様々な利用者、関係者等への情報共有、提供を行うため、平成26年度に開設したWebサイトです。

2 国立障害者リハビリテーションセンター・・・・・・・・・・・・・・・・

国立障害者リハビリテーションセンターは、障害のある人々の自立および社会参加を支援するため、総合的な医療・福祉サービスの提供、新しいリハビリテーション技術や福祉機器の研究開発、リハビリテーション専門職の人材育成、障害に関する国際協力等を実施する厚生労働省社会・援護局に属する機関です。

本センターでは、発達障害情報・支援センター及び高次脳機能障害情報・支援センターのWebサイトから関連情報を提供しています。

学習指導要領等に見る 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への指導

学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されています。

「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、障害のある児童の就学先決定の仕組みの改正なども踏まえ、障害のある児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠です。

平成29年から順次改訂された「幼稚園教育要領」及び各学校の「学習指導要領解説 総則編」には、次のとおり記載されています。

- 障害の種類や程度などを的確に把握した上で、障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があること
- 全ての教師が障害に対する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくこと
- 一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、適切な指導を行うこと
- 校長は、特別支援教育の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努めること
- 集団指導において、障害のある児童生徒など一人一人の特性等に応じた必要な配慮を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくこと

なお、今回の改訂では、各教科等においても、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されています（p11参照）。

(様式例)

年 月 日

年度 実態把握表

【 立 学校：記入者職・氏 名 】

ふりがな		性別		学年	年	生年月日	年 月 日
氏 名		性別		学年	年	生年月日	年 月 日
保護者氏名				連絡先			
				緊急連絡先			
住 所							
障 害 疾 病 名							
手帳の有無 (種類、種・級)							
各種検査等							
生 育 歴							
教 育 歴 相 談 歴							
家族の状況	氏 名	続柄	職業・学年	備 考			
	養育方針・養育状況						
現 在 の 実 態							
身体・医学面							
学 習 面							
生活・行動面							
社 会 性 対 人 関 係							
興 味 ・ 関 心							
生 活 習 慣							
校内支援体制 外 部 機 関							
本人の希望							
保護者の希望							

(様式例：通常の学級)

年度 個別の指導計画

【 学校】

氏名		性別		学年・組	年 組	生年月日	年 月 日
保護者氏名		連絡先					
各種検査等							
手帳の有無							
障害、疾病名							
現在の 実態							
本人・保護者 の願い							
目指す姿 (目標)							
優先順位	具体目標	指導の内容、具体的な手立て等			幼児児童生徒の変容	評 価	
1							
<全体的な評価> 							
学級担任名： 特別支援教育支援員名：					特別支援教育コーディネーター名		

【記入者 〇〇〇】

(様式例：特別支援学級)

年度 個別の指導計画

【 学校】

氏名		学年		担任	
----	--	----	--	----	--

長期目標	<ul style="list-style-type: none">・・・
------	---

教科等	学期目標	手立て	評価

SEN児童生徒チェックリスト

個人に関する情報

フリガナ		生年月日	
児童生徒氏名			
在籍校		学年	年
評価年月日		年齢	
評価者氏名		関係	

<評価・判定方法>

○ チェックリストⅠ

・「ない」は0点、「まれにある」は1点、「時々ある」は2点、「よくある」は3点とし、該当項目数に応じて領域ごとに評価点を算出する。評価点が12ポイント以上の領域において「該当する」と判定。

○ チェックリストⅡ

・「ない、もしくはほとんどない」及び「ときどきある」は0点、「しばしばある」「非常にしばしばある」は1点とし、該当項目数に応じて領域ごとに評価点を算出する。評価点が6ポイント以上の領域において「該当する」と判定。

○ チェックリストⅢ

・「いいえ」は0点、「多少」は1点、「はい」は2点とし、該当項目数に応じて評価点を算出する。評価点が22ポイント以上の場合に「該当する」と判定。

<チェックリストの取扱いについて>

このチェックリストは、文部科学省の全国実態調査の質問項目を整理したもので、秋田県の学校、及び専門家・支援チームで活用する際にこの名称を使っています。このチェックリストの結果のみで、児童生徒をLDやADHD等と判断することのないようにご注意ください。

また、個人情報保護の観点から、このシートの上部にある個人を識別するための情報については、必要な場合以外は入力しないことをおすすめします。このシートに入力した内容は、自動的に他のシートに転記されます。

総合判定

チェックリスト	領域	評価点	判定	備考
Ⅰ	聞 く			
	話 す			
	読 む			
	書 く			
	計 算 す る			
	推 論 す る			
Ⅱ	不 注 意			
	多 動 性 ・ 衝 動 性			
Ⅲ	対人関係やこだわり等			

※本チェックリストは、秋田県教育センター支援班 特別支援教育担当のホームページからもダウンロードできます。

<チェックリストⅠ> 「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」

領域	No.	チェック項目	ない	まれにある	時々ある	よくある	評価点
聞く	1	聞き間違いがある(「知った」を「行った」と聞き間違える)					
	2	聞きもらしがある					
	3	個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい					
	4	指示の理解が難しい					
	5	話合いが難しい(話合いの流れが理解できず、ついていけない)					
話す	6	適当な速さで話すことが難しい(たどたどしく話す。とても早口である)					
	7	ことばにつまることがある					
	8	単語を羅列することが多く、文が短く内容的に乏しい話をする					
	9	思いつままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい					
	10	内容をわかりやすく伝えることが難しい					
読む	11	初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える					
	12	文中の語句や行を抜かしたり、また繰り返し読んだりする					
	13	音読が遅い					
	14	勝手読みがある(「いきました」を「いました」と読む)					
	15	文章の要点を正しく読みとることが難しい					
書く	16	読みにくい字を書く(字の形や大きさが整っていない。まっすぐに書けない)					
	17	独特の筆順で書く					
	18	漢字の細かい部分を書き間違える					
	19	句読点が抜けることがあり、正しく打つことができない					
	20	限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書けない					
計算する	21	学年相応の数字の意味や表し方についての理解が難しい(三千四十七を300047や347と書く。分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている)					
	22	簡単な計算が暗算でできない					
	23	計算をするのにとっても時間がかかる					
	24	答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい(四則混合の計算。2つの立式を必要とする計算)					
	25	学年相応の文章題を解くのが難しい					
推論する	26	学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい(長さやかさの比較。「15cmは150mm」ということ)					
	27	学年相応の図形を描くことが難しい(丸やひし形などの図形の模写。見取り図や展開図)					
	28	事物の因果関係を理解することが難しい					
	29	目的に沿って行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい					
	30	早合点や、飛躍した考え方をする					

<チェックリストⅡ> 「不注意」「多動性－衝動性」

領域	No.	チェック項目	ない、 もしくは ほとんど ない	時々 ある	しばしば ある	非常に しばしば ある	評価点
不注意	1	学校での勉強で、細かいところまで注意をはらわなかったり、不注意な間違いをしたりする					
	2	課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい					
	3	個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい					
	4	指示に従えず、また最後まで仕事をやり遂げない					
	5	学習課題や活動を順序立てて行うことが難しい					
	6	集中して努力を続けなければならない課題(学校の勉強や宿題など)を避ける					
	7	学習課題や活動に必要な物をなくしてしまう					
	8	気が散りやすい					
	9	日々の活動で忘れっぽい					
多動性・ 衝動性	10	手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする					
	11	授業中や座っているべき時に席を離れてしまう					
	12	きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする					
	13	遊びや余暇活動に大人しく参加することが難しい					
	14	じっとしていない。また何かかへ駆り立てられるように活動する					
	15	過度にしゃべる					
	16	質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまう					
	17	順番を待つのが難しい					
	18	他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする					

<チェックリストⅢ> 「対人関係やこだわり等」

No.	チェック項目	いいえ	多少	はい	評価点
1	大人びている。ませている。				
2	みんなから、「〇〇博士」「〇〇教授」と思われている(例:カレンダー博士)				
3	他の子どもは興味をもたないようなことに興味があり、「自分だけの知識世界」をもっている				
4	特定の分野の知識を蓄えているが、丸暗記であり、意味をきちんとは理解していない				
5	含みのある言葉や嫌みを言われても分からず、言葉通りに受け止めてしまうことがある				
6	会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかつたりすることがある				
7	言葉を組み合わせて、自分だけにしか分からないような造語を作る				
8	独特な声で話すことがある				
9	誰かに何かを伝える目的がなくても、場面に関係なく声を出す(例:舌を鳴らす、咳払い、喉を鳴らす、叫ぶ)				
10	とても得意なことがある一方で、極端に不得手なものがある				
11	いろいろなことを話すが、その時の場面や相手の感情や立場を理解しない				
12	共感性が乏しい				
13	周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言うてしまう				
14	独特な目つきをすることがある				
15	友達と仲よくしたいという気持ちはあるけれど、友達関係をうまく築けない				
16	友達のそばにはいるが、一人で遊んでいる				
17	仲のよい友人がいない				
18	常識が乏しい				
19	球技やゲームをする時、仲間と協力することに考えが及ばない				
20	動作やジェスチャーが不器用で、ぎこちないことがある				
21	意図的でなく、顔や体を動かすことがある				
22	ある行動や考えに強くこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることもある				
23	自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる				
24	特定の物に執着がある				
25	他の子どもたちから、いじめられることがある				
26	独特な表情をしていることがある				
27	独特な姿勢をしていることがある				

園内支援体制の充実度点検シート

〈幼稚園・保育所・認定こども園等用〉

施設名 _____

実施日 年 月 日

記入者 _____

当てはまるものに○を入れ、要素ごとのチェック数をグラフに記入し、線で結びます。

A 園内委員会の設置と活動

- 特別支援教育に関する年間計画が立てられ、教職員で共通理解されている。
- 園内委員会が運営計画に位置付けられ、定期的あるいは必要に応じて開催されている。
- 気がかりな乳幼児について、特別な支援の必要性の判断が園内委員会において行われている。
- 乳幼児・保護者への具体的な支援の方法や評価について検討が行われている。
- 園内委員会での決定事項が全教職員に知らされ、共通理解のもと実施されている。

B 特別支援教育コーディネーター

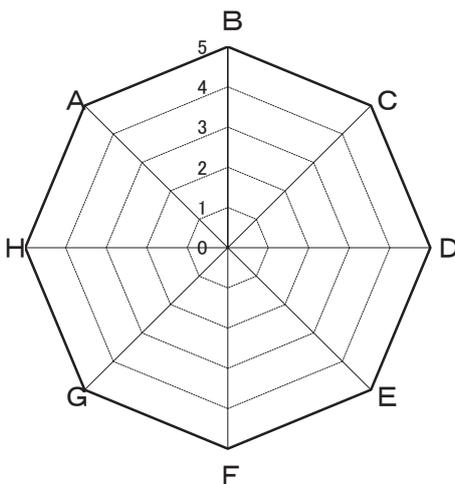
- コーディネーターが園務分掌に明記され、教職員や保護者に周知されている。
- コーディネーターが、保育を参観するなど対象乳幼児の実態把握をしている。
- コーディネーターが、担任等の悩みをよく聞き、園内委員会で必要に応じて話し合われている。
- 外部機関との連携について、コーディネーターが中心になって園内委員会で話し合われている。
- コーディネーターが中心になって、研修会等を計画している。

C 個別の指導計画・支援計画

- 乳幼児の実態を適切に捉えて個別の指導計画を作成している。
- 個別の支援計画を家庭や関係機関の情報を十分に取り入れて作成している。
- 個別の指導計画・支援計画が関係教職員である程度の期間で評価され、見直し、修正が行われている。
- 個人情報の取り扱いに留意して、個別の指導計画・支援計画が引継ぎも含めて活用されている。
- 乳幼児を誰がどのように支援していくか、個別の支援計画で役割分担が明確になっている。

H 教職員の共通理解

- 乳幼児の支援について、教職員・支援員等が定期的に話し合う場が設定されている。
- 特別な支援が必要な乳幼児の情報は、担任のほか関係教職員・管理職も把握している。
- 特別支援教育について園内での研修会が設けられ、ほとんどの教職員が参加している（予定がある）。
- 指導に生かすことができる情報を日常的に教職員間で交換している。
- コーディネーターを中心として、必要に応じて情報交換をしている。



D 乳幼児への支援

- 乳幼児の実態から、得意なことと苦手なことが整理され、関係教職員で支援の方向性を共通理解している。
- 必要な支援内容を整理し、目標や方法を明確にしている。
- 乳幼児の支援について人的支援や場所が確保されている。
- 支援を担当する者が定期的に情報交換し、評価している。
- 乳幼児の変容について、随時、保護者と確認をしている。

G 管理職のリーダーシップ

- 園経営の内容（評価）に特別支援教育が位置付けられている。
- 園内支援体制の充実のための、園務分掌の確認、または見直しが行われている。
- 教職員や保護者・地域に向けて、特別支援教育の情報が発信されている（園内外での会議や園便り等で）。
- 管理職が特別支援教育の研修会に参加している（予定がある）。
- 教職員を特別支援教育の研修会に計画的に参加させている。

F 関係機関との連携

- コーディネーターや教頭・主任が、関係機関への連絡等を行う役割を担っている。
- 気がかりな乳幼児について、前籍園等から情報を得ている。
- 地域の特別支援教育に関する情報が随時届き、全職員が知っている。
- 特別な支援の必要性の判断や、具体的な支援方策の決定・評価に際しては、「専門家・支援チーム」のほか特別支援学校等から支援を得られる状況にある。
- 幼児が卒園する場合は、就学先に必要な情報を伝えている（伝えることとしている）。

E 保護者との連携

- 保護者から乳幼児への関わり方のコツや、園への要望などを十分に聞いている。
- 連絡帳や電話で、乳幼児の様子について保護者に伝えている。
- 個別の指導計画・支援計画を活用して、保護者と十分に意見交換している。
- 保護者との面談には、コーディネーターや管理職なども適宜参加している。
- 保護者に園外の相談機関や学習会の案内など情報提供ができています。

※個別の指導計画・支援計画とは、「個別の指導計画」と「個別の支援計画」を指します。

校内支援体制の充実度点検シート 〈学校用〉

当てはまるものに○を入れ、要素ごとのチェック数をグラフに記入し、線で結びます。

学校名 _____

実施日 年 月 日

記入者 _____

A 校内委員会の設置と活動

- 特別支援教育に関する年間計画が立てられ、教職員で共通理解されている。
- 校内委員会が運営計画に位置付けられ、定期的あるいは必要に応じて開催されている。
- 気がかりな児童生徒について、特別な支援の必要性の判断が校内委員会において行われている。
- 児童生徒・保護者への具体的な支援の方法や評価について検討が行われている。
- 校内委員会での決定事項が全教職員に知らされ、共通理解のもと実施されている。

B 特別支援教育コーディネーター

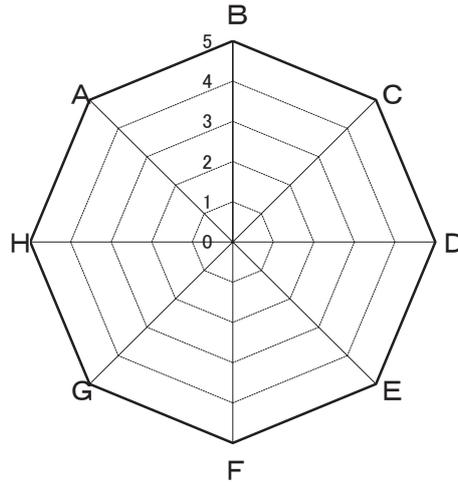
- コーディネーターが校務分掌に明記され、教職員や保護者に周知されている。
- コーディネーターが、授業を参観するなど対象児童生徒の実態把握をしている。
- コーディネーターが、担任等の悩みをよく聞き、校内委員会で必要に応じて話し合われている。
- 外部機関との連携について、コーディネーターが中心になって校内委員会で話し合われている。
- コーディネーターが中心になって、研修会等を計画している。

C 個別の指導計画・支援計画

- 児童生徒の実態を適切に捉えて個別の指導計画を作成している。
- 個別の支援計画を家庭や関係機関の情報を十分に取り入れて作成している。
- 個別の指導計画・支援計画が関係教職員である程度の期間で評価され、見直し、修正が行われている。
- 個人情報の取り扱いに留意して、個別の指導計画・支援計画が引継ぎも含めて活用されている。
- 児童生徒を誰がどのように支援していくか、個別の支援計画で役割分担が明確になっている。

H 教職員の共通理解

- 児童生徒の支援について、教職員・支援員等が定期的に話し合う場が設定されている。
- 特別な支援が必要な児童生徒の情報は、担任のほか関係教職員・管理職も把握している。
- 特別支援教育について校内での研修会が設けられ、ほとんどの教職員が参加している（予定がある）。
- 指導に生かすことができる情報を日常的に教職員間で交換している。
- コーディネーターを中心として、必要に応じて情報交換をしている。



D 児童生徒への学習・生活支援

- 児童生徒の実態から、得意なことと苦手なことが整理され、関係教職員で支援の方向性を共通理解している。
- 必要な支援内容を整理し、目標や方法を明確にしている。
- 児童生徒の学習・生活支援について人的支援や場所が確保されている。
- 学習・生活支援を担当する者が定期的に情報交換し、評価している。
- 児童生徒の変容について、随時、保護者と確認をしている。

G 管理職のリーダーシップ

- 学校経営の内容（評価）に特別支援教育が位置付けられている。
- 校内支援体制の充実のための、校務分掌の確認、または見直しが行われている。
- 教職員や保護者・地域に向けて、特別支援教育の情報が発信されている（校外での会議や学校便り等で）。
- 管理職が特別支援教育の研修会に参加している（予定がある）。
- 教職員を特別支援教育の研修会に計画的に参加させている。

F 関係機関との連携

- コーディネーターや教頭が、関係機関への連絡等を行う役割を担っている。
- 気がかりな児童生徒について、前籍校（園）から情報を得ている。
- 地域の特別支援教育に関する情報が随時届き、全職員が知っている。
- 特別な支援の必要性の判断や、具体的な支援方策の決定・評価に際しては、「専門家・支援チーム」のほか特別支援学校等から支援を得られる状況にある。
- 児童生徒が卒業する場合は、進路先に必要な情報を伝えている（伝えることとしている）。

E 保護者との連携

- 保護者から児童生徒への関わり方のコツや、学校への要望などを十分に聞いている。
- 連絡帳や電話で、児童生徒の様子について保護者に伝えている。
- 個別の指導計画・支援計画を活用して、保護者と十分に意見交換している。
- 保護者との面談には、コーディネーターや管理職なども適宜参加している。
- 保護者に学校外の相談機関や学習会の案内など情報提供ができています。

※個別の指導計画・支援計画とは、「個別の指導計画」と「個別の支援計画」を指します。

引用・参考文献

- ・小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案） 平成16年1月 文部科学省
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～ 平成29年3月 文部科学省
- ・特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申） 平成17年12月8日 中央教育審議会
- ・特別支援教育の推進について（通知） 平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知
- ・特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 平成30年3月 文部科学省
- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
平成24年7月23日 中央教育審議会
- ・チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申） 平成27年12月21日 中央教育審議会
- ・学校教育施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知） 平成30年8月27日 文部科学省
- ・教育支援資料 平成25年10月 文部科学省
- ・生徒指導提要 平成22年3月 文部科学省
- ・改訂第2版通級による指導の手引 解説とQ&A 平成24年3月 文部科学省編著
- ・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版） 平成27年3月 秋田県教育委員会
- ・学級担任と特別支援教育支援員の応援サポートブック 平成23年3月 秋田県総合教育センター
- ・特別支援学級新担任の手引（改訂版） 平成29年4月 秋田県総合教育センター
- ・通級指導教室の利用ガイド 平成24年4月 秋田県教育委員会
- ・高等学校における特別支援教育ガイド 平成25年4月 秋田県教育委員会
- ・Q&A障害のある子どもの就学事務手続の手引 平成30年4月 秋田県教育委員会
- ・国立特別支援教育総合研究所ホームページ
- ・「個別の教育支援計画」による支援の実際 平成24年3月 東京都教育委員会
- ・「読み」や「書き」に困難さがある児童生徒に対するアセスメント・指導・支援パッケージ第1版
福井県特別支援教育センター
- ・指導資料 鹿児島県総合教育センター
- ・特別支援教育における「個別の指導計画」作成のために 山口県教育委員会
- ・必携・特別支援教育コーディネーター 相澤雅文、清水貞夫、三浦光哉著 クリエイツかもがわ
- ・個別の指導計画の作成と活用 相澤雅文・佐藤克敏 編著 クリエイツかもがわ
- ・特別支援教育の理論と実践 I 概論・アセスメント 特別支援教育士資格認定協会 編 金剛出版
- ・特別支援教育の理論と実践 II 指導 特別支援教育士資格認定協会 編 金剛出版
- ・LD・ADHD等関連用語集（第3版） 一般社団法人日本LD学会編
- ・文学授業のユニバーサルデザイン 桂 聖、小貫 悟 編著 東洋館出版社
- ・授業のユニバーサルデザインVol.7 授業のユニバーサルデザイン研究会 編 東洋館出版社
- ・秋田県式「授業の達人」10の心得 矢ノ浦勝之 著 小学館



.....

増補版

秋田県 特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）

平成31年3月発行

編集・発行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1 秋田県教育庁特別支援教育課

TEL:018-860-5135 FAX:018-860-5136

E-mail:tokubetu@pref.akita.lg.jp

U R L:<http://www.pref.akita.lg.jp/tokubetu/>

.....